

各 位

東京都港区高輪三丁目19番15号  
 日本貸金業協会  
 問合せ先 企画調査部 調査課  
 電話番号 03-5739-3013  
 FAX番号 03-5739-3027

## 貸金業が担う資金供給機能等の現状と動向に関する調査結果報告

日本貸金業協会では、このほど、貸金業が担う資金供給機能等の検証を目的として「資金需要者」および「貸金業者」を対象に、アンケート調査（「資金需要者の現状と動向に関する調査」および「貸金業者の経営実態等に関する調査」）を実施しました。

### ■ 調査概要

#### 1. 「資金需要者の現状と動向に関する調査」

- ①調査期間:2011年11月18日から12月14日
- ②回答者数:資金需要者 6,552名(個人:3,618名/専業主婦(主夫):1,187名/事業者:1,747名)
  - ※消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高がある個人の借入利用者3,618名を抽出
  - ※消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入経験があり、パート収入含む一切の収入がない専業主婦(主夫)の借入利用者1,187名を抽出
  - ※貸金業者から事業性資金(運転資金・設備資金など)の借入残高がある個人事業主の借入利用者1,211名と、本人が経営する会社または所属する会社に貸金業者から事業性資金の借り入れをしたことがある企業経営者の借入利用者536名を抽出
- ③調査方法:インターネット調査法

#### 2. 「貸金業者の経営実態等に関する調査」

- ①調査期間:2011年10月7日から11月11日
- ②回答者数:貸金業者 1,026業者(協会員:731業者/非協会員:295業者)
- ③調査方法:郵送調査法および電子メールによる調査

### ■ 目次

#### 調査結果サマリー

調査結果サマリー ..... P2

#### 調査結果の概要

調査結果の概要 ..... P3

#### 調査結果

1. 貸金市場の状況(金融庁「貸金業関係資料集」より) ..... P7
2. 資金需要者の借入状況と貸金業者の対応 ..... P12
3. 借入れできない、借入れを申込んでいない個人の行動 ..... P23
4. 事業者の資金調達状況 ..... P28
5. 預金取扱金融機関からの借入状況 ..... P30
6. ヤミ金融などからの借入状況 ..... P32
7. 借入利用者によるセーフティネット貸付の認知と利用状況 ..... P35

#### 標本構成

「資金需要者の現状と動向に関する調査」 ..... P37

「貸金業者の経営実態等に関する調査」 ..... P39

## ■ 調査結果サマリー

### 1. 貸金市場の状況

- (1) 2008年3月から2011年3月の3年間で、登録貸金業者数は72%減少、消費者向貸付残高は47%減少、事業者向貸付残高は30%減少と、貸金業界の資金供給は大きく減少している。 (P7-9 表1-3)  
(金融庁「貸金業関係資料集」より)

### 2. 貸金業者の状況

- (1) 2010年6月の完全施行以降、貸金業者は「完全施行への的確な対応」と「コンプライアンスの徹底」を経営の優先課題として取り組んできている。 (P12 図3)  
(2) 総量規制、上限金利引下げ等の法対応による影響や、過払利息返還請求の負担等により、貸金業者の収益構造は赤字体質となっており、貸金業界が果たすべき資金供給機能は弱まっている。 (P14 図6,7)

### 3. 資金需要者の借入状況

- (1) 個人の借入利用者の40%が改正貸金業法の完全施行日以降に借入れを申込み、そのうち借入れできた割合は61%であった。 (P17 図11)  
(2) 借入れの申込みをしなかった個人(60%)は、現在の収入の中で生活できており借入れの必要がなかった。 (P25 図26, P26 図27)  
(3) 個人の借入利用者の意見では、借入れ金額に応じて段階的に上限金利が設定される現在の制度はわかりにくい(50%)、年収の3分の1を超える借入れが必要になる場合もある(68%)が高い割合となった。 (P21 図19)  
(4) 事業者の借入利用者の39%が改正貸金業法の完全施行日以降に借入れを申込み、そのうち借入れできた割合は37%であった。 (P18 図13)  
(5) 借入れの申込みをしなかった事業者(61%)は、手元資金や預金取扱金融機関からの借入れで資金繰りができるおり借入れの必要がなかった。 (P27 図28,29)

### 4. 借入れできなかつた資金需要者の動向

- (1) 借入れできなかつた個人の利用者の多くは、趣味/娯楽や生活費の抑制で対応している。 (P23 図24)  
(2) 借入れできなかつた事業者の多くは、「個人の消費の抑制」、「家族や親族からの借入れ」、「納税・納付の繰延べ」等で対応している。 (P24 図25)

### 5. 銀行等預金取扱金融機関からの借入状況

- (1) 借入れできなかつた個人の利用者の37%が預金取扱金融機関に借入申込みし、そのうち17%が借入れできている。 (P30 図34)  
(2) 事業者の約5割が、取引している預金取扱金融機関の融資姿勢は厳しくなったと感じている。 (P31 図37)

### 6. ヤミ金融等非正規業者からの借入状況

- (1) 個人の利用者のヤミ金業者との接触経験がある割合は8%(昨年度調査では7%)、クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験がある割合は8%(昨年度調査では8%)。 (P32 図38,39)  
(2) 事業者のヤミ金業者との接触経験がある割合は23%(昨年度調査では15%)、クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験がある割合は20%(昨年度調査では16%)。 (P33 図40,41)

### 7. セーフティネット貸付けの認知と利用状況

- (1) 個人の借入利用者の「生活福祉資金貸付制度」の認知は9%、利用経験は3%。 (P35 図44)  
(2) 事業者の「金融円滑化対策」による「貸付条件変更」の認知は21%で、その内40%が申込みしている。 (P36 図46,47)

## ■ 調査結果の概要

### 1. 貸金市場の状況(金融庁「貸金業関係資料集」より)

- 2008年3月から2011年3月までの3年間に、登録貸金業者数は72%、消費者向貸付残高は47%、事業者向貸付残高は30%それぞれ減少している
- 2008年3月から2011年3月までの3年間に、登録貸金業者数が9,115業者から2,589業者へと72%減少している。(P7表1)
- 地区別登録貸金業者数の推移は、特に減少幅が多い地区として、九州／沖縄地区が2008年3月の1,600業者から2011年3月には330業者まで79%減少、北海道地区が336業者から78業者まで77%減少している。(P7表1)
- 貸金業者の消費者向貸付の残高は、2008年3月の17.9兆円から2011年3月には9.6兆円まで47%の減少、同じく事業者向貸付の残高は、23.6兆円から16.5兆円へと30%減少している。(P8,9表2,3)
- 地区別の消費者向貸付残高は、特に減少幅が多い地区として、東北地区が1,012億円から349億円、北陸地区が306億円から103億円、九州／沖縄地区が7,554億円から2,568億円と、各々66%減少している。また、事業者向貸付では、四国地区が2008年3月の1,411億円から、2011年3月には192億円まで86%減少している。(P8,9表2,3)

## 2. 資金需要者の借入状況と貸金業者の対応

- 個人の借入利用者の 40%が改正貸金業法の完全施行日(2010年6月18日)以降に借入れを申込んだと回答し、そのうち 61%が希望どおりの借入れができた、39%が希望どおりの借入れができなかつたと回答
- 消費者金融業態の貸金業者の収益構造では、営業貸付金利息の営業貸付金残高に対する比率は 2008 年度の 19%から 2010 年度の 18%へと低下した一方、利息返還費用を含む営業費用総額の比率では 2008 年度の 27%から 2010 年度の 35%となっており、構造的な赤字体質に陥っている

### (1) 資金需要者の借入状況

- 個人の借入利用者の 40%が改正貸金業法の完全施行日以降に借入れを申込み、そのうち希望どおりの借入れができた割合は 61%となった。 (P17 図 11)
- 同様に、事業者の借入利用者の 39%が借入れを申込み、そのうち希望どおりの借入れができた割合は 37%となった。 (P18 図 13)
- 個人の借入利用者の 77%は、借入れに必要な収入を証明する書類等を提出しているものの、専業主婦(主夫)では、配偶者に内緒で相談できなかつた等の理由から、書類を提出した割合は 48%となった。 (P19 図 14,15)
- 個人の借入利用者の意見では、借入れ金額に応じて段階的に上限金利が設定される現在の制度は分かりにくい(50%)、年収の 3 分の 1 を超える借入れが必要になる場合もある(68%)、きちんとした返済計画を重視する意見(52%)が高い割合となった。 (P21 図 19)
- 個人の借入利用者が保有している金融資産について調査したところ、保有する金融資産が 50 万円未満の割合は 43%、50 万円以上 100 万円未満は 5%、100 万円以上は 52%となった。また、個人の借入利用者の 46%が自身の借入残高以上の金融資産を保有していると回答した。 (P22 図 20,21)

### (2) 貸金業者の対応

- 改正貸金業法の完全施行以降の経営課題の取組状況について調査したところ、今までの取組みとして、「改正貸金業法完全施行への的確な対応」が 96%、「コンプライアンスの徹底」が 94%と回答した。(複数回答) (P12 図 3)
- 消費者向無担保貸付における貸金業者の審査姿勢は、59%が「変化なし」、40%が「厳しくした」と回答した。 (P13 図 4)
- 貸付残高 500 億円超の貸金業者から見た個人の借入利用者への職業別貸付状況をみると、直近月の 2011 年 9 月における貸付残高に対する「専業主婦(主夫)」の占める割合は 1.9%である一方、新規貸付と追加貸付の総額に対する割合はほぼゼロ(0.002%)となった。 (P13 図 5)
- 消費者金融業態の貸金業者の収益構造における「営業貸付金利息の営業貸付金残高に対する比率」は、2008 年度の 19%から 2010 年度の 18%へと低下した。一方、営業費用総額(利息返還費用を含む)の比率は、2008 年度の 27%から、2010 年度の 35%へと増加した。 (P14 図 6)
- 貸金業者における利息返還請求に伴う元本毀損額と利息返還金を合わせると、2010 年度は 8,517 億円となり、2007 年度以降 4 期分の合計で約 3.6 兆円に達した。 (P14 図 7)
- 今後の貸金業の事業継続について、貸金業者の 77%が継続すると回答した。一方、14%がわからない、8%が新たな貸付を停止すると回答した。(複数回答) (P15 図 8)

### 3. 借入れできない、借入れを申込んでいない個人の行動

□ 完全施行日以降に、希望どおりの借入れができなかったとした個人の借入利用者が、借入れできなくなつた際にとった行動では、51%が趣味/娯楽などの費用の抑制、47%が生活費の抑制で対応

#### (1) 資金需要者の状況

- 借入れを申込み、希望どおりの借入れができなかつた個人の借入利用者に対して、借入れできなくなつた際にとつた行動について調査したところ、「趣味/娯楽などの費用の抑制」(51%)、「生活費の抑制」(47%)と、家計消費の支出の切り詰めで対応している割合が高かつた。特に、専業主婦(主夫)の借入利用者は、生計をまかうため、生活費を抑制すること(62%)で対応している割合が高かつた。(複数回答) (P23 図 24)
- 借入れを申し込まなかつた個人の借入利用者に対して、その理由について調査したところ、「新たな借入れの必要がなかつたから」と回答した割合が 91%となつた。また、新たな借入れが必要なかつた理由については、「以前の借入れに対する返済を含めて、現在の収入の中で生活ができるから」(86%)と回答した割合が高かつた。(複数回答) (P25,26 図 26,27)

### 4. 事業者の資金調達状況

□ 希望どおりの借入れができなかつた事業者が、借入れできなくなつた際に取つた行動では、「個人の消費を減らした」が 51%と最も高く、次いで「家族や友人から借りた」が 34%、「納税・納付などの支払いを繰り延べた」が 29%となつた

#### (1) 資金需要者の状況

- 借入れを申込み、希望どおりの借入れができなかつた事業者が、借入れできなくなつた際に取つた行動では、「個人の消費を減らした」が 51%と最も高く、次いで「家族や親族から借りた」が 34%、「納税・納付(国民健康保険や国民年金保険含む)などの支払いを繰り延べた」が 29%となつた。(複数回答) (P24 図 25)
- 借入れを申し込まなかつた事業者に対して、その理由について調査したところ、「新たな借入れの必要がなかつたから」と回答した割合が 78%となつた。また、新たな借入れが必要なかつた理由については、「手元資金で資金繰りがついたから」(48%)と回答した割合が高かつた。(複数回答) (P27 図 28,29)
- 借入れを申し込んだ事業者に対して、事業性資金の借入れを行つたことがある貸金業者について変化があつたかどうか調査したところ、20%が「利用していた店舗がなくなつた」と回答した。また、その影響について調査したところ、「店舗が遠くなり不便になつた」が 55%と最も高く、次いで「借入れをする頻度が減つた」が 17%、「借入れしなくなつた」が 15%となつた。 (P28 図 30,31)
- 個人での借入金を事業性資金に転用したことがある事業者に対して、完全施行以降に事業性資金への転用目的で個人として新たな借入れを申し込んだかどうか調査したところ、「申込みを行つた」が 50%となり、そのうち希望どおりの金額で借入れできた割合は 30%となつた。 (P29 図 33)

## 5. 預金取扱金融機関からの借入状況

□ 希望どおりの借入れができなかった個人の借入利用者のうち、37%が預金取扱金融機関に対して新たな借入れの申込みを行い、そのうち 17%が希望どおりの借入れができたと回答

### (1) 資金需要者の状況

- 借入れを申込み、希望どおりの借入れができなかった個人の借入利用者のうち、37%が預金取扱金融機関に対して新たな借入れの申込みを行っており、そのうち希望どおりの借入れができた割合は 17%、希望どおりの借入れができなかつた割合は 83%となつた。 (P30 図 34)
- 事業者の借入利用者に対して、現在借入れがある預金取扱金融機関の融資姿勢について調査したところ、「大変厳しくなった」「厳しくなった」をあわせて厳しくなったと回答した割合が、銀行では 52%、労働金庫や農業協同組合などのその他預金取扱金融機関では 51%、信用金庫・信用組合では 48%となつた。 (P31 図 37)

### (2) 貸金業者の信用保証残高

- 貸金業者の消費者向無担保貸付残高と、預金取扱金融機関の消費者向無担保貸付に係る貸金業者の信用保証残高の推移を比較したところ、貸付残高が 2009 年 9 月の 8.9 兆円から、2011 年 6 月には 6.2 兆円まで 2.7 兆円の減少となつた。一方、信用保証残高は、3.4 兆円前後のまま推移した。 (P30 図 36)

## 6. ヤミ金融などからの借入状況

□ 事業者の借入利用者の 23%がヤミ金融との接触経験があり、20%がクレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験があると回答

### (1) 資金需要者の状況

- ヤミ金融等非正規業者と接触したことがある個人の借入利用者の割合は 8%となつた。(昨年度調査では 7%、+1%) また、事業者の借入利用者の割合は 23%となつた。(昨年度調査では 15%、+8%) (P32,33 図 38,40)
- クレジットカードショッピング枠の現金化業者と接触したことがある個人の借入利用者の割合は、昨年度調査と同じ 8%となつた。一方、事業者の借入利用者の割合は 20%となつた。(昨年度調査では 16%、+4%) (P32,33 図 39,41)
- 正規の貸金業者から借入れできないのであれば、ヤミ金融等非正規業者を利用してもやむを得ないと考えている個人の借入利用者は 7%、事業者の借入利用者は 20%となつた。 (P34 図 42)

## 7. 借入利用者によるセーフティネット貸付の認知と利用状況

□ 個人の借入利用者の「生活福祉資金貸付制度」の認知率は 9%、利用経験は 3%

### (1) 資金需要者の状況

- 個人の借入利用者で「多重債務者等の生活再建・事業再生のための貸付制度」の認知率と利用経験が最も高かつたのは「都道府県の社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付制度」で、認知率は 9%、利用経験は 3%となつた。 (P35 図 44)
- 事業者の借入利用者で、「金融円滑化対策」に基づく金融機関への「貸付条件の変更」を「よく知っている」「知っている」と回答した割合は 21%となつた。また、「よく知っている」「知っている」と回答した事業者の借入利用者のうち、「貸付条件の変更」を申込んだ割合は 40%となつた。 (P36 図 46,47)

## ■ 調査結果

### 1. 貸金市場の状況

#### ① 登録貸金業者数の推移

<金融庁「貸金業関係資料集」より>

- 2008年3月から2011年3月までの3年の間に、登録貸金業者数(\*1)が9,115業者から2,589業者へと72%減少している。
- 地区別登録貸金業者数の推移は、九州／沖縄地区が2008年3月の1,600業者から2011年3月には330業者まで79%減少、北海道地区が336業者から78業者まで77%減少している。

<表1：財務局、都道府県別の登録貸金業者数>

	2008年 3月末	2011年 3月末	増減率
関東財務局	273	166	-39%
東京都	2,112	733	-65%
神奈川県	280	61	-78%
埼玉県	144	42	-71%
千葉県	172	36	-79%
山梨県	43	12	-72%
栃木県	57	12	-79%
茨城県	100	15	-85%
群馬県	70	18	-74%
新潟県	64	13	-80%
長野県	60	9	-85%
小計	3,102	951	-69%
関東管内合計	3,375	1,117	-67%
近畿財務局	96	46	-52%
大阪府	835	230	-72%
京都府	224	62	-72%
兵庫県	352	97	-72%
奈良県	67	10	-85%
和歌山県	92	14	-85%
滋賀県	53	12	-77%
小計	1,623	425	-74%
近畿管内合計	1,719	471	-73%
北海道財務局	14	7	-50%
北海道	322	71	-78%
小計	322	71	-78%
北海道管内合計	336	78	-77%
東北財務局	35	28	-20%
宮城県	140	41	-71%
岩手県	58	12	-79%
福島県	62	4	-94%
秋田県	35	15	-57%
青森県	65	19	-71%
山形県	46	5	-89%
小計	406	96	-76%
東北管内合計	441	124	-72%
東海財務局	35	26	-26%
愛知県	291	94	-68%
静岡県	177	44	-75%
三重県	100	23	-77%
岐阜県	60	13	-78%
小計	628	174	-72%
東海管内合計	663	200	-70%
北陸財務局	13	7	-46%
富山県	50	15	-70%
石川県	53	15	-72%
福井県	59	11	-81%
小計	162	41	-75%
北陸管内合計	175	48	-73%
中国財務局	25	18	-28%
広島県	154	44	-71%
山口県	90	27	-70%
岡山県	129	37	-71%
鳥取県	22	3	-86%
島根県	15	2	-87%
小計	410	113	-72%
中国管内合計	435	131	-70%
四国財務局	25	16	-36%
香川県	73	11	-85%
徳島県	54	13	-76%
愛媛県	122	31	-75%
高知県	97	19	-80%
小計	346	74	-79%
四国管内合計	371	90	-76%
九州財務局	28	13	-54%
熊本県	144	25	-83%
大分県	67	10	-85%
宮崎県	73	16	-78%
鹿児島県	94	18	-81%
小計	378	69	-82%
九州管内合計	406	82	-80%
福岡財務支局	32	18	-44%
福岡県	657	120	-82%
佐賀県	42	11	-74%
長崎県	149	28	-81%
小計	848	159	-81%
福岡管内合計	880	177	-80%
沖縄総合事務局	4	4	0%
沖縄県	310	67	-78%
小計	310	67	-78%
沖縄管内合計	314	71	-77%
財務局計	580	349	-40%
都道府県計	8,535	2,240	-74%
総合計	9,115	2,589	-72%

(\*1) 金融庁が2011年12月に公表した「貸金業関係資料集」に基づく。

## ② 登録貸金業者の貸付残高の推移

<金融庁「貸金業関係資料集」より>

- 貸金業者の消費者向貸付の残高は、2008年3月の17.9兆円から2011年3月には9.6兆円まで47%の減少、事業者向貸付の残高は23.6兆円から16.5兆円へと30%減少している。
- 地区別の消費者向貸付残高は、特に減少幅が多い地区として、東北地区が1,012億円から349億円、北陸地区が306億円から103億円、九州／沖縄地区が7,554億円から2,568億円と、各々66%減少している。また、事業者向貸付では、四国地区が2008年3月の1,411億円から、2011年3月には192億円まで86%減少している。

<表2：財務局・都道府県別の貸付残高（消費者向貸付）>

	2008年 3月末	2011年 3月末	増減率	(金額単位:億円)
関東財務局	132,150	69,095	-48%	
東京都	4,719	2,008	-57%	
神奈川県	2,147	1,220	-43%	
埼玉県	31	123	297%	
千葉県	39	7	-82%	
山梨県	11	6	-45%	
栃木県	32	33	3%	
茨城県	11	5	-55%	
群馬県	30	4	-87%	
新潟県	7	4	-43%	
長野県	65	9	-86%	
小計	7,092	3,424	-52%	
関東管内合計	139,242	72,520	-48%	
近畿財務局	19,738	9,930	-50%	
大阪府	667	453	-32%	
京都府	110	59	-46%	
兵庫県	95	60	-37%	
奈良県	15	13	-13%	
和歌山県	39	16	-59%	
滋賀県	13	3	-77%	
小計	939	606	-35%	
近畿管内合計	20,677	10,537	-49%	
北海道財務局	3,568	2,144	-40%	
北海道	797	548	-31%	
小計	797	548	-31%	
北海道管内合計	4,365	2,693	-38%	
東北財務局	603	308	-49%	
宮城県	39	11	-72%	
岩手県	118	12	-90%	
福島県	35	0	-100%	
秋田県	22	8	-64%	
青森県	120	5	-96%	
山形県	75	1	-99%	
小計	409	40	-90%	
東北管内合計	1,012	349	-66%	
東海財務局	3,611	5,260	46%	
愛知県	401	467	16%	
静岡県	125	83	-34%	
三重県	46	21	-54%	
岐阜県	20	5	-75%	
小計	592	577	-3%	
東海管内合計	4,203	5,837	39%	
北陸財務局	238	71	-70%	
富山県	24	7	-71%	
石川県	24	17	-29%	
福井県	20	7	-65%	
小計	68	32	-53%	
北陸管内合計	306	103	-66%	
中国財務局	847	500	-41%	
広島県	89	30	-66%	
山口県	36	21	-42%	
岡山県	49	30	-39%	
鳥取県	6	1	-83%	
島根県	1	0	-100%	
小計	181	84	-54%	
中国管内合計	1,028	584	-43%	
四国財務局	635	256	-60%	
香川県	26	7	-73%	
徳島県	18	5	-72%	
愛媛県	51	16	-69%	
高知県	47	39	-17%	
小計	142	68	-52%	
四国管内合計	777	324	-58%	
九州財務局	434	252	-42%	
熊本県	72	12	-83%	
大分県	25	7	-72%	
宮崎県	73	43	-41%	
鹿児島県	84	43	-49%	
小計	254	106	-58%	
九州管内合計	688	359	-48%	
福岡財務支局	6,326	1,878	-70%	
福岡県	172	113	-34%	
佐賀県	9	6	-33%	
長崎県	39	19	-51%	
小計	220	140	-36%	
福岡管内合計	6,546	2,019	-69%	
沖縄総合事務局	300	159	-47%	
沖縄県	20	30	50%	
小計	20	30	50%	
沖縄管内合計	320	190	-41%	
財務局計	168,455	89,859	-47%	
都道府県計	10,735	5,660	-47%	
総合計	179,191	95,519	-47%	

<表3：財務局・都道府県別の貸付残高（事業者向貸付）>

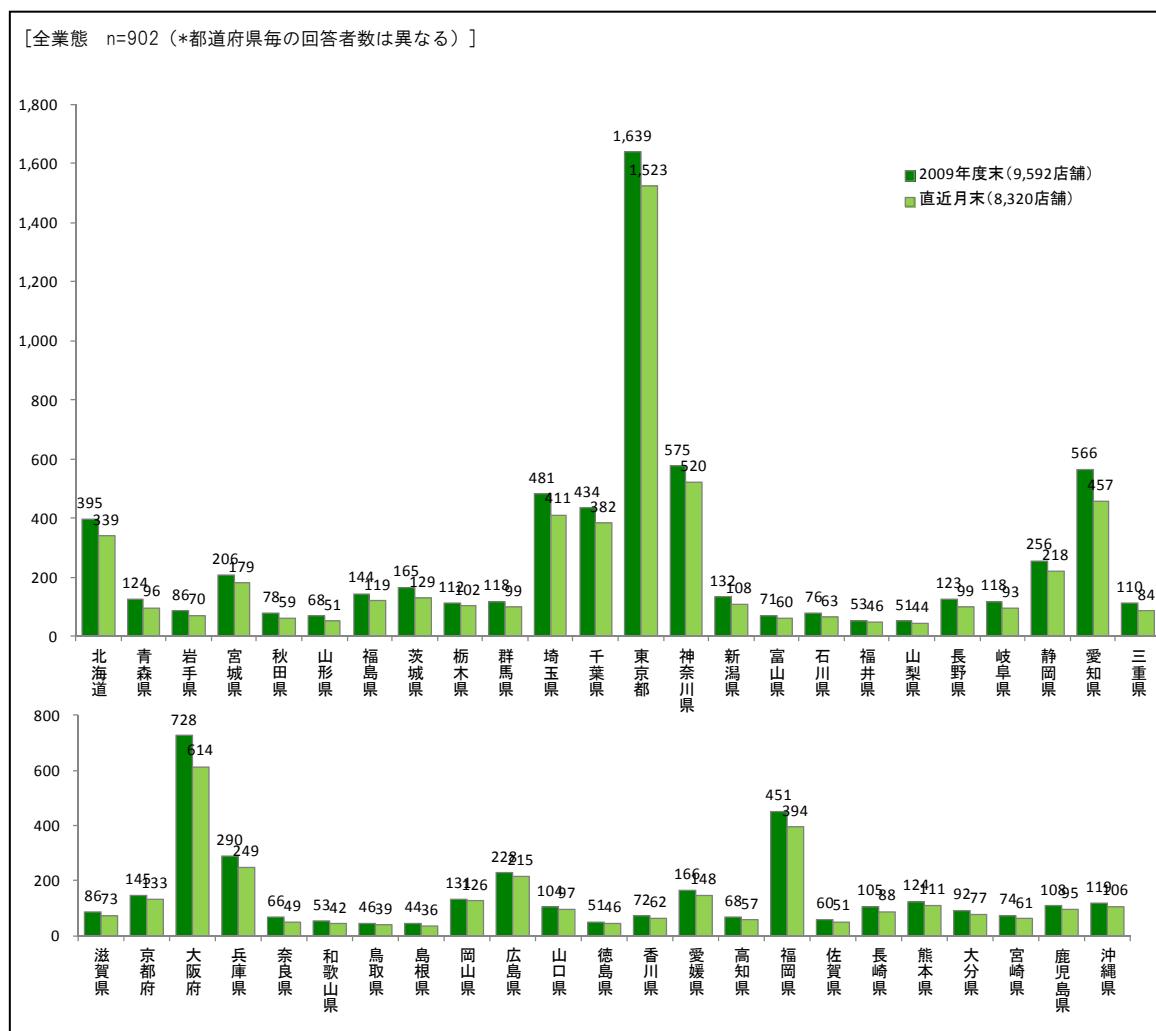
				(金額単位:億円)
	2008年 3月末	2011年 3月末	増減率	
関東財務局	65,735	48,753	-26%	
東京都	130,053	81,596	-37%	
神奈川県	2,049	5,555	171%	
埼玉県	124	132	6%	
千葉県	102	66	-35%	
山梨県	23	12	-48%	
栃木県	40	16	-60%	
茨城県	44	23	-48%	
群馬県	1,398	679	-51%	
新潟県	60	7	-88%	
長野県	95	145	53%	
小計	133,988	88,235	-34%	
関東管内合計	199,723	136,988	-31%	
近畿財務局	4,929	770	-84%	
大阪府	15,817	16,438	4%	
京都府	1,000	928	-7%	
兵庫県	640	636	-1%	
奈良県	29	23	-21%	
和歌山県	12	6	-50%	
滋賀県	11	9	-18%	
小計	17,509	18,042	3%	
近畿管内合計	22,438	18,812	-16%	
北海道財務局	497	177	-64%	
北海道	716	636	-11%	
小計	716	636	-11%	
北海道管内合計	1,213	814	-33%	
東北財務局	68	46	-32%	
宮城県	567	437	-23%	
岩手県	21	2	-90%	
福島県	31	1	-97%	
秋田県	20	76	280%	
青森県	30	14	-53%	
山形県	4	0	-100%	
小計	673	533	-21%	
東北管内合計	741	580	-22%	
東海財務局	188	52	-72%	
愛知県	3,846	3,818	-1%	
静岡県	329	236	-28%	
三重県	12	1	-92%	
岐阜県	74	56	-24%	
小計	4,261	4,113	-3%	
東海管内合計	4,449	4,165	-6%	
北陸財務局	24	18	-25%	
富山県	109	148	36%	
石川県	26	17	-35%	
福井県	13	5	-62%	
小計	148	172	16%	
北陸管内合計	172	191	11%	
中国財務局	634	448	-29%	
広島県	1,019	546	-46%	
山口県	74	9	-88%	
岡山県	33	16	-52%	
鳥取県	1	2	100%	
島根県	3	4	33%	
小計	1,130	580	-49%	
中国管内合計	1,764	1,029	-42%	
四国財務局	1,047	15	-99%	
香川県	175	77	-56%	
徳島県	25	7	-72%	
愛媛県	62	27	-56%	
高知県	102	63	-38%	
小計	364	176	-52%	
四国管内合計	1,411	192	-86%	
九州財務局	232	14	-94%	
熊本県	63	30	-52%	
大分県	37	8	-78%	
宮崎県	58	40	-31%	
鹿児島県	47	58	23%	
小計	205	137	-33%	
九州管内合計	437	152	-65%	
福岡財務支局	1,245	727	-42%	
福岡県	1,823	1,338	-27%	
佐賀県	7	43	514%	
長崎県	117	49	-58%	
小計	1,947	1,431	-27%	
福岡管内合計	3,192	2,158	-32%	
沖縄総合事務局	40	3	-93%	
沖縄県	103	137	33%	
小計	103	137	33%	
沖縄管内合計	143	141	-1%	
財務局計	74,642	51,029	-32%	
都道府県計	161,064	114,196	-29%	
総合計	235,707	165,225	-30%	

### ③ 貸金業者の店舗状況

<貸金業者調査より>

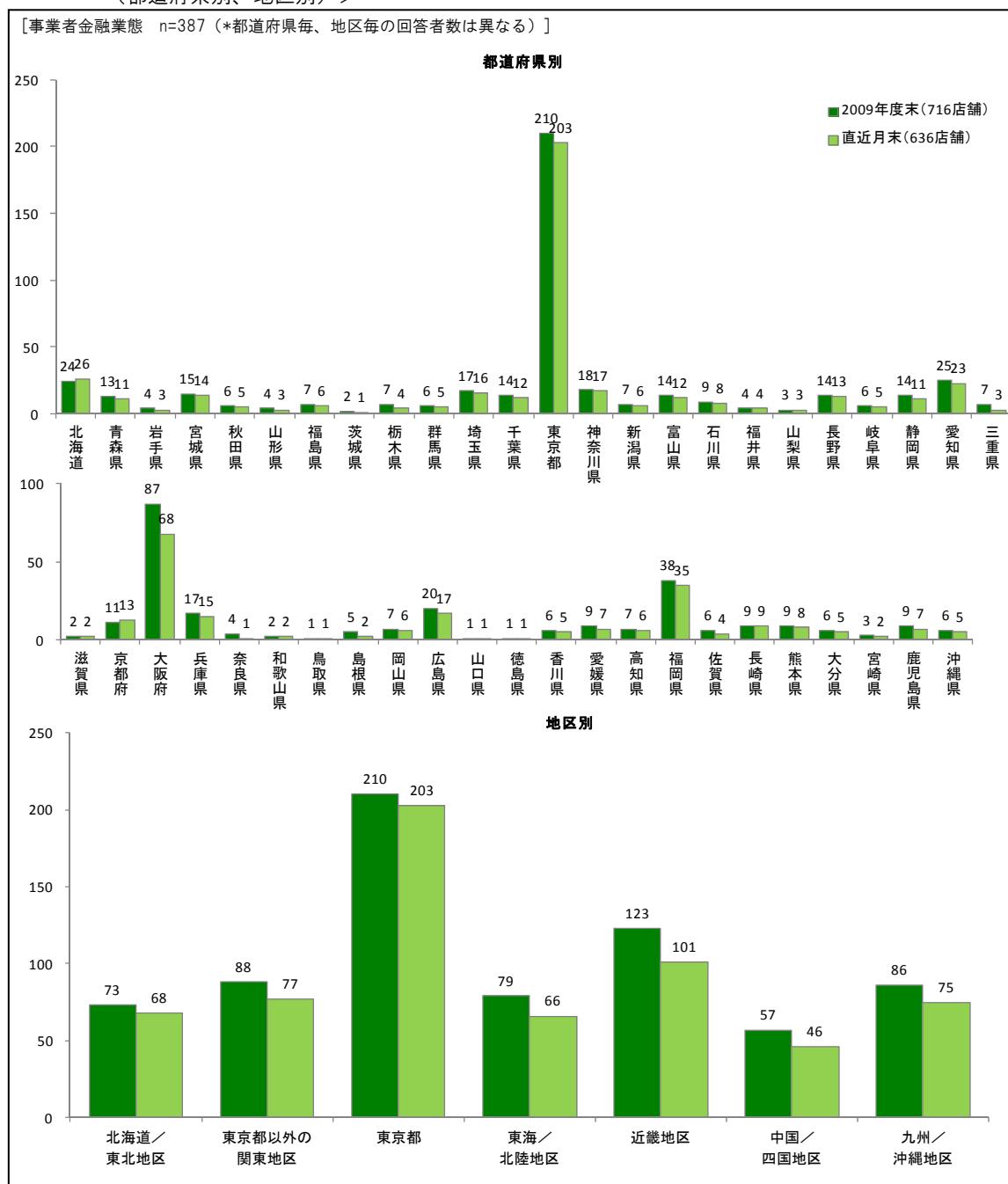
- 2009 年度末と直近月の 2011 年 9 月の有人と無人を合わせた都道府県別店舗数の推移を調査したところ、奈良県は 66 店舗から 49 店舗まで 26% の減少と減少率が最も大きく、次いで山形県が 68 店舗から 51 店舗へと 25% の減少、秋田県が 78 店舗から 59 店舗へと 24% の減少となつた。

<図 1：2009 年度末から直近月末にかけての貸金業者の店舗数推移（都道府県別）>



- 特に事業者金融業態の貸金業者における店舗数の推移をみると、島根県が 5 店舗から 2 店舗へと 60%、奈良県では 4 店舗から 1 店舗まで 75% の減少となった。
- 地区別にみた事業者金融業態の貸金業者における店舗数推移は、北海道/東北地区では 73 店舗から 68 店舗へと 7% 減少し、以下、東京都以外の関東地区が 88 店舗から 77 店舗 (-13%)、東京都が 210 店舗から 203 店舗 (-3%)、東海/北陸地区が 79 店舗から 66 店舗 (-17%)、近畿地区が 123 店舗から 101 店舗 (-18%)、中国/四国地区が 57 店舗から 46 店舗 (-19%)、九州/沖縄地区が 86 店舗から 75 店舗 (-13%) と、各々減少した。

＜図 2：事業者金融業態の貸金業者における 2009 年度末から直近月末にかけての店舗数推移  
(都道府県別、地区別) ＞

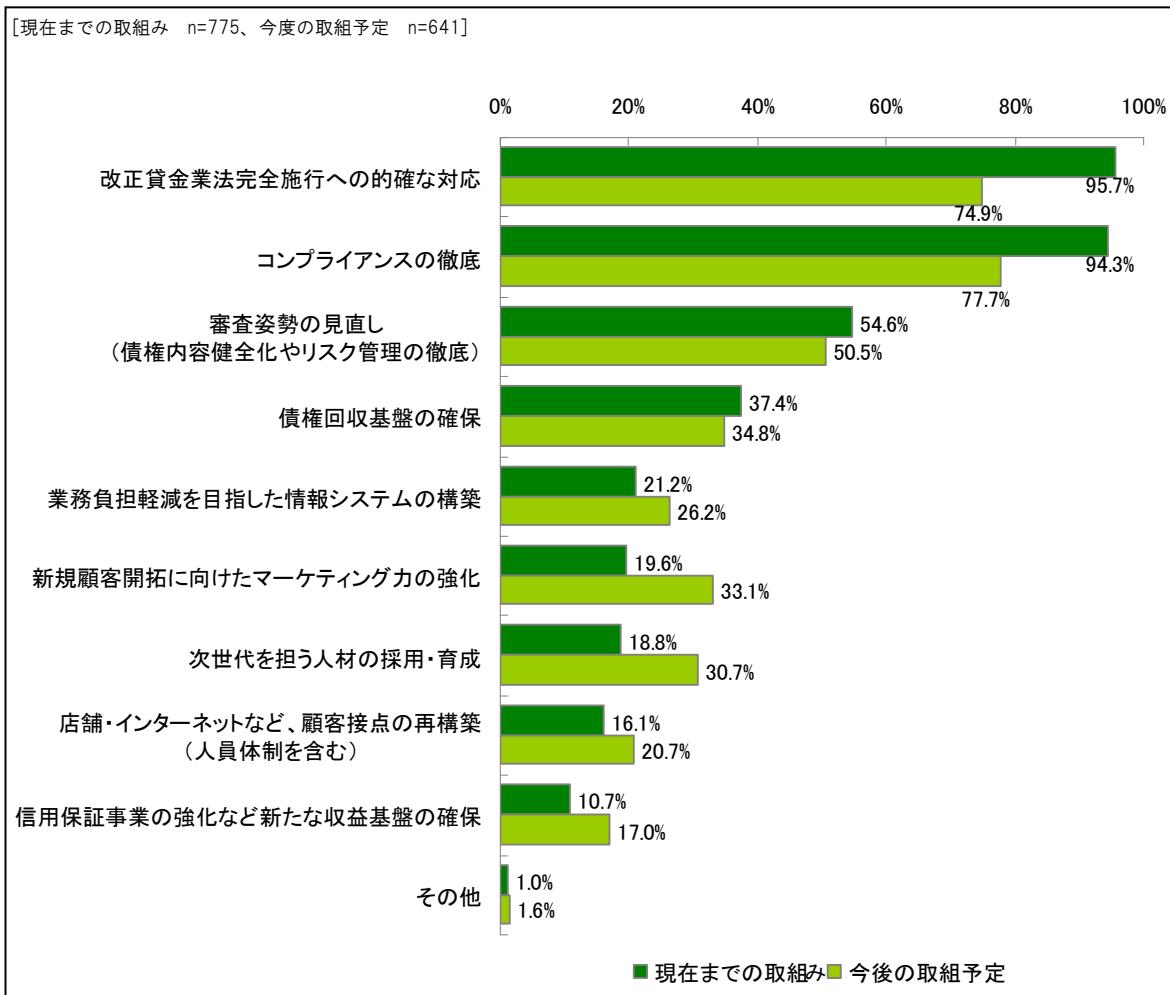


## 2. 資金需要者の借入状況と貸金業者の対応

### ① 貸金業者における経営課題への取組状況

- 改正貸金業法の完全施行以降の経営課題の取組状況について調査したところ、今までの取組みとして、「改正貸金業法完全施行への的確な対応」が 96%、「コンプライアンスの徹底」が 94%と回答した。

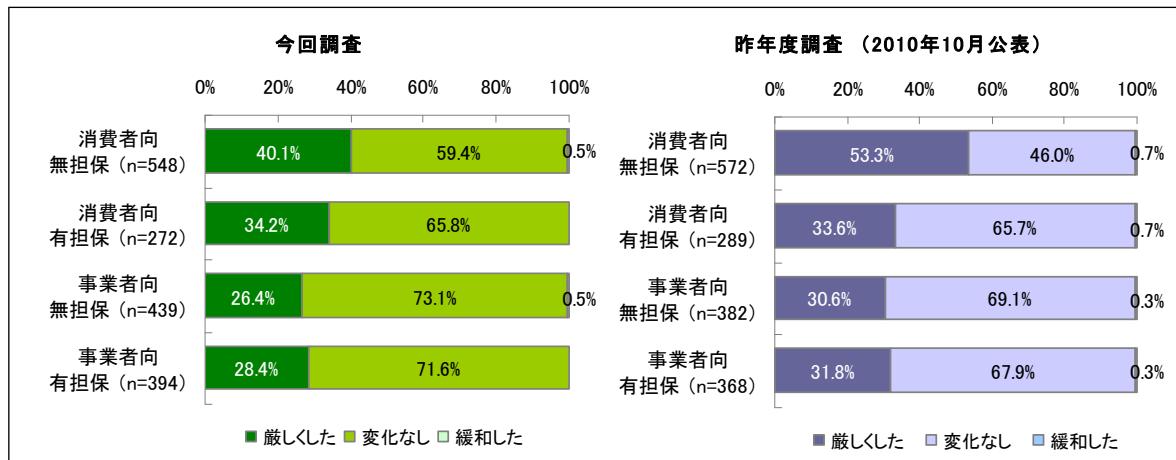
<図 3：貸金業者における経営課題への取組状況（複数回答）>



## ② 貸金業者による資金供給の状況、審査姿勢の変化

- 消費者向無担保貸付における貸金業者の審査姿勢は、昨年度の貸金業者調査(\*2)では 53%が「厳しくした」、今年度調査は 59%が「変化なし」、40%が「厳しくした」と回答した。

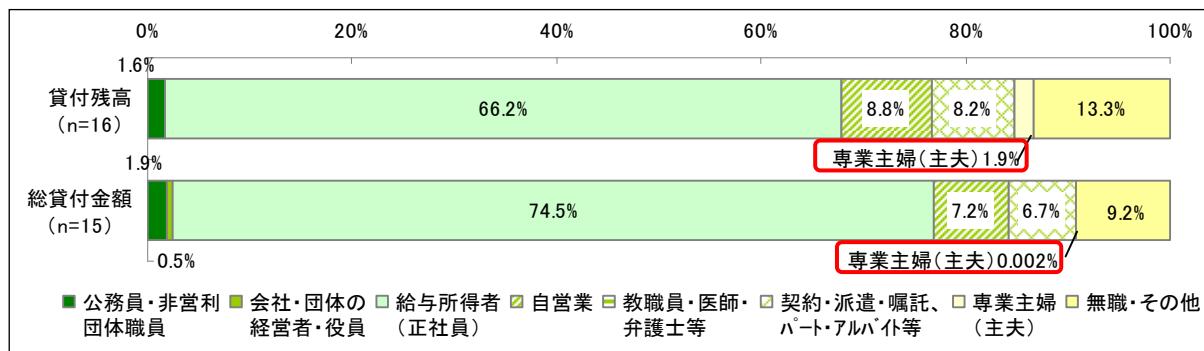
<図 4：貸金業者からみた直近 1 年間の審査状況（貸付種別）>



(\*2) 2010 年 11 月に公表した「貸金業者の経営実態等に関するアンケート調査」報告。

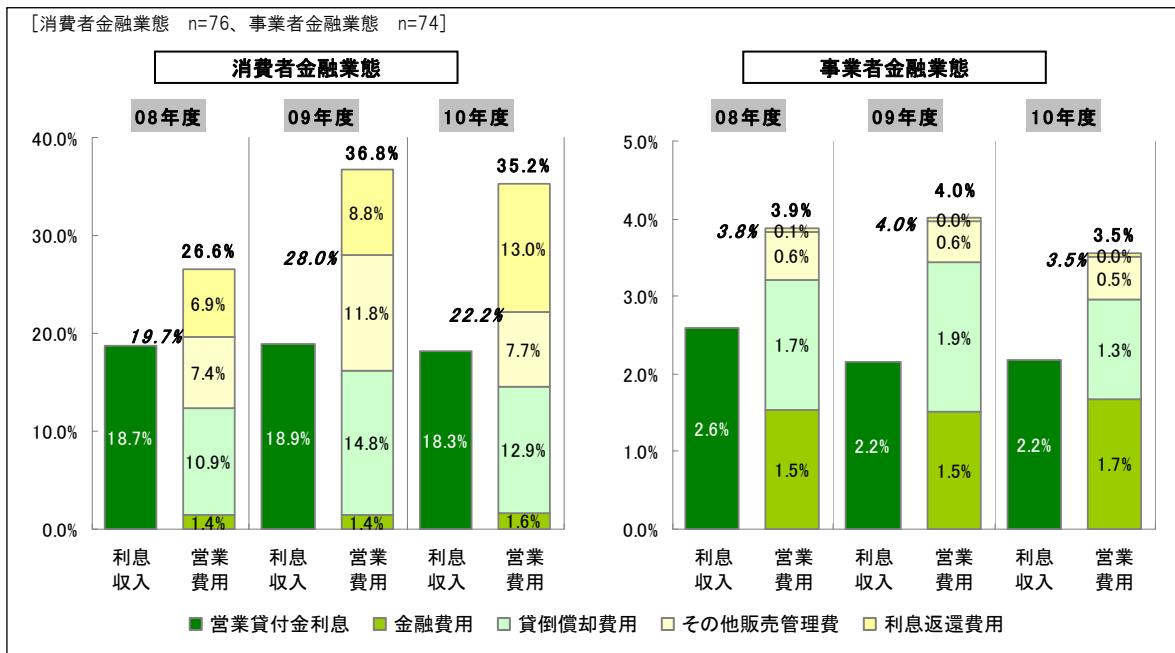
- 貸付残高 500 億円超の貸金業者から見た個人の借入利用者への職業別貸付状況をみると、直近月の 2011 年 9 月における貸付残高に対する「専業主婦(主夫)」の占める割合は 1.9% である一方、新規貸付と追加貸付の総額に対する割合はほぼゼロ(0.002%)となった。

<図 5:貸付残高と総貸付金額における個人の借入利用者の職業別構成比(貸付残高 500 億円超の貸金業者)



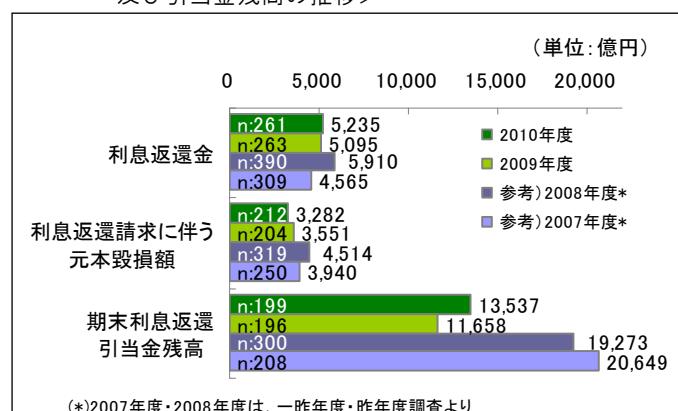
- 貸金業者の収益構造を把握するために、直近3期の営業貸付金残高(平均残高)、営業貸付金利息、及び貸金業における営業費用として、金融費用、貸倒債却費用、その他販売管理費、利息返還費用(利息返還金)を調査し、「営業貸付金利息の営業貸付金残高に対する比率」、「営業費用総額(利息返還費用を含む)の営業貸付金残高に対する比率」の推移を分析した。消費者金融業態の「営業貸付金利息の営業貸付金残高に対する比率」は、2008年度の19%から2010年度の18%へと低下した。一方、営業費用総額(利息返還費用を含む)の比率は、2008年度の27%から、2010年度の35%へと増加した。

<図6：貸金業者の各収支項目の営業貸付残高比率の推移（消費者金融業態・事業者金融業態）>



- 貸金業者における利息返還請求に伴う元本毀損額と利息返還金を合わせると、2010年度は8,517億円となり、2007年度以降4期分の合計で約3.6兆円に達した。

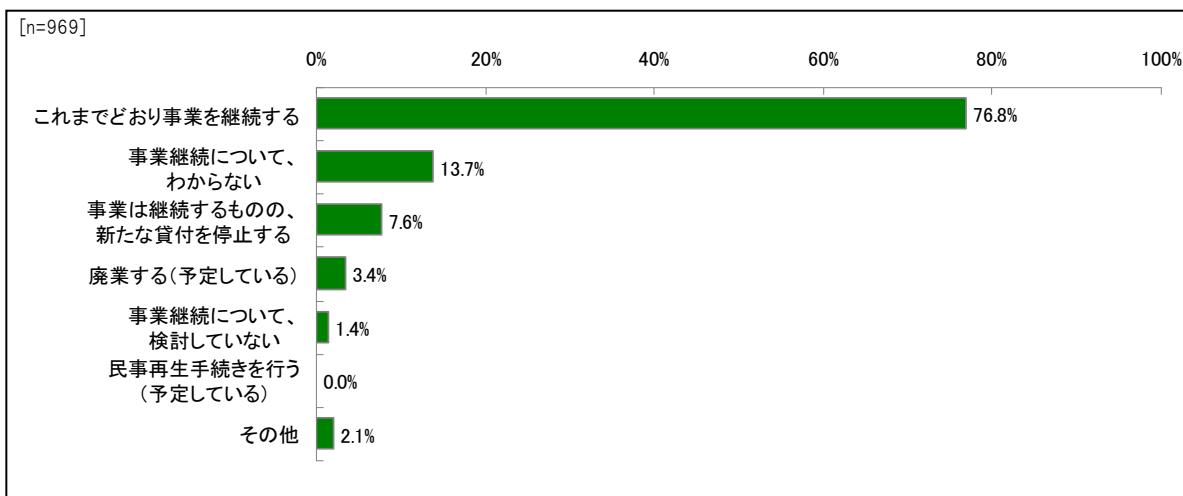
<図7：利息返還金、利息返還請求に伴う元本毀損額、及び引当金残高の推移>



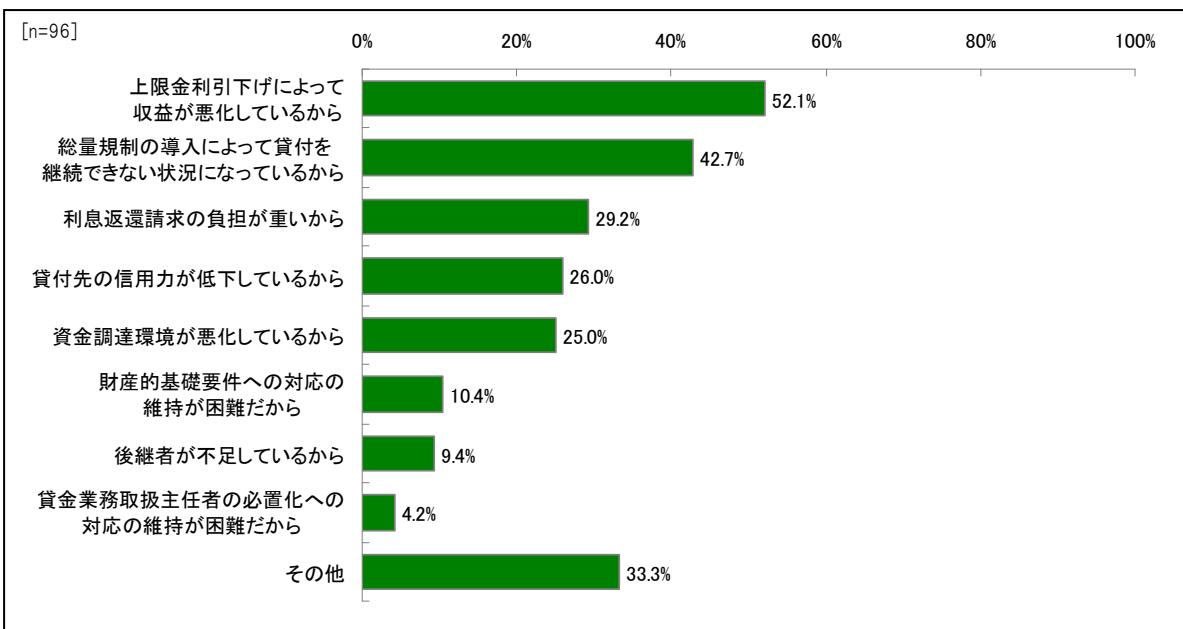
### ③ 今後の事業継続の見通し

- 今後の貸金業の事業継続に関する意向を尋ねたところ、貸金業者の 77%が「これまでどおり事業を継続する」と回答する一方、14%が「事業継続についてわからない」、8%が「事業継続するものの、新たな貸付を停止する」と回答している。
- また、事業継続が困難および新規貸付を停止した理由では、「上限金利引下げによって収益が悪化するから」が 52%と最も高く、「総量規制の導入によって貸付を継続できない状況になっているから」が 43%、「利息返還請求の負担が重いから」が 29%と続いている。

<図 8：今後の事業継続の見通し（複数回答）>



<図 9：事業継続が困難及び新規貸付停止の理由（複数回答）>

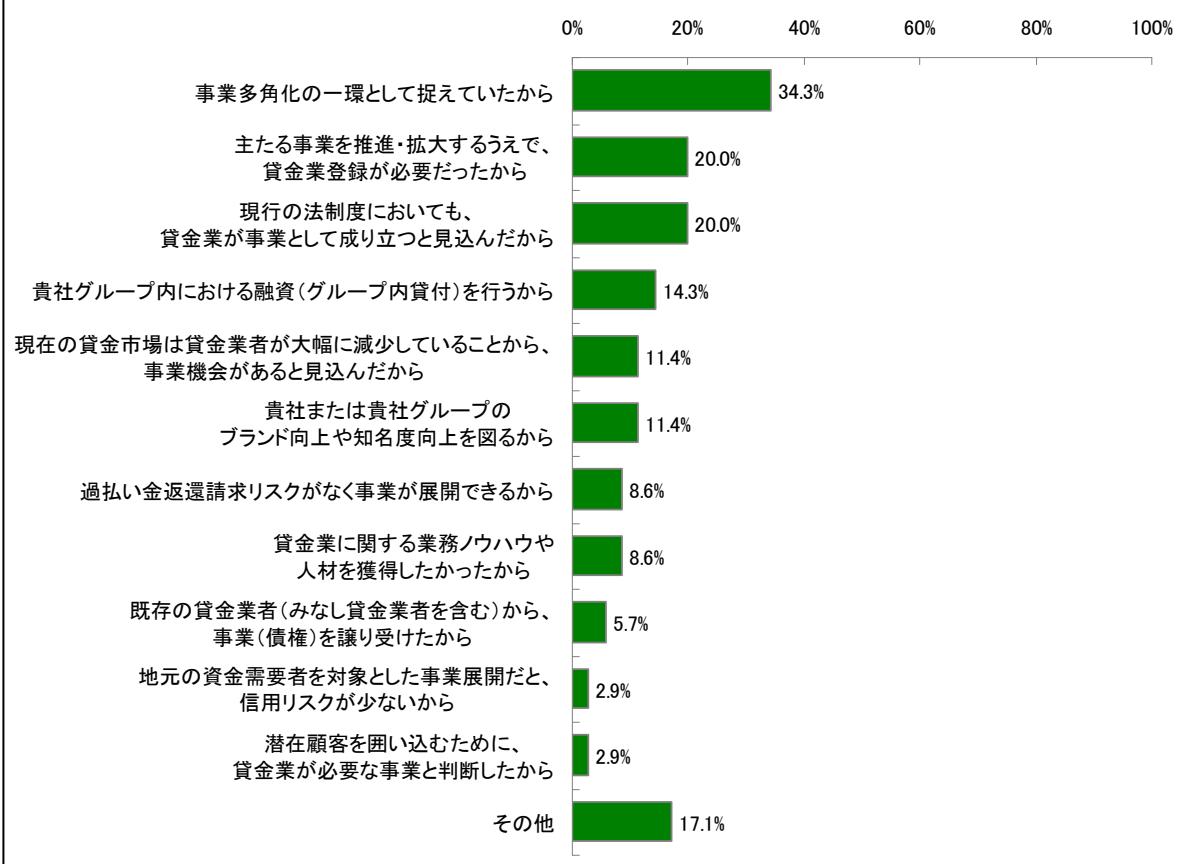


#### ④ 新規登録業者の状況

- 2010年6月以降に新たに貸金業登録を行った貸金業者（「新たに貸金業を始めた」、「既存の貸金業者から、事業を譲り受けた」貸金業者）に対して、貸金業参入の理由を調査したところ、「事業多角化の一環として捉えていたから」が34%と最も多く、「主たる事業を推進するうえで、貸金業登録が必要だったから」、「現行の法制度においても、貸金業が事業として成り立つと見込んだから」が20%と続いている。

<図10：2010年6月以降に新たに貸金業登録を行った貸金業者の参入の理由（複数回答）>

[2010年6月以降に新たに貸金業登録を行い、貸金業登録のパターンとして、「新たに貸金業を始めた」、「既存の貸金業者から事業を譲り受けた」貸金業者 n=35]

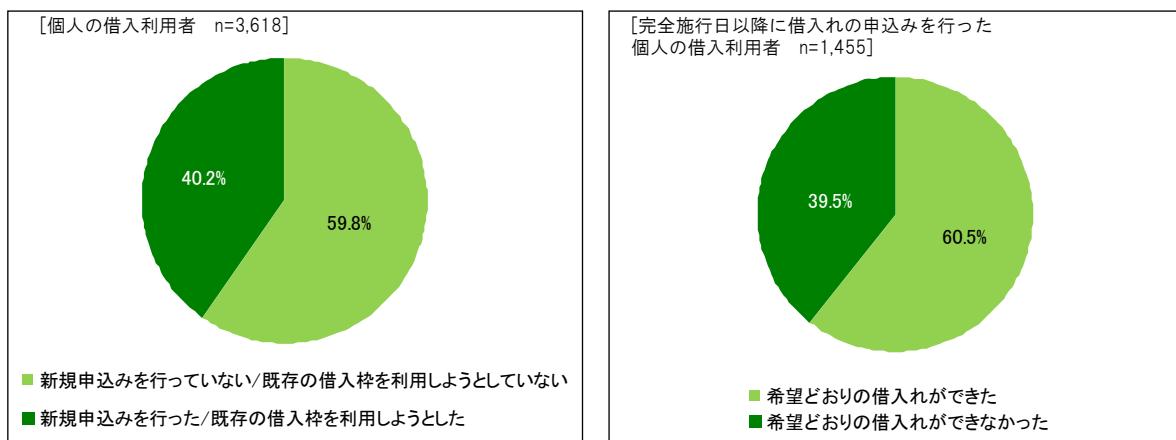


## ⑤ 借入利用者(全体)の借入状況と今後の借入れの必要性

<個人>

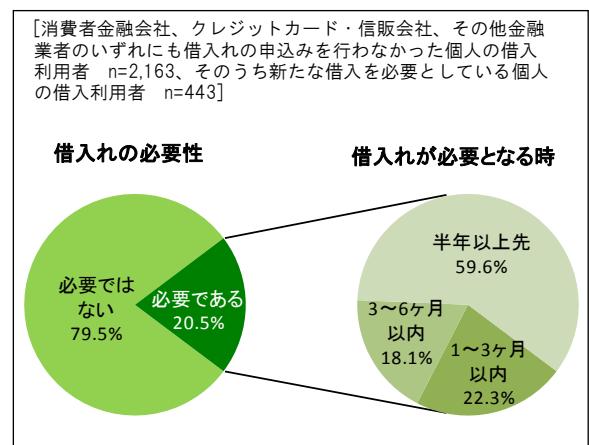
- 個人の借入利用者の 40%が改正貸金業法(\*3)の完全施行日(2010年6月18日)以降に借入れを申込み、そのうち希望どおりの借入れができる割合は 61%となった。

<図 11：個人の借入利用者の完全施行日以降の申込状況とその結果>



- 新規借入れの申込みも既存の借入枠の利用も行っていない借入利用者(個人の借入利用者の 60%)のうち、21%は現在の生活を維持することが困難である等の理由から、新たな借入れを必要としており、その時期に関しては、今後 6 ヶ月以内が 40%となった。

<図 12：今後の借入れの必要性とその時期>

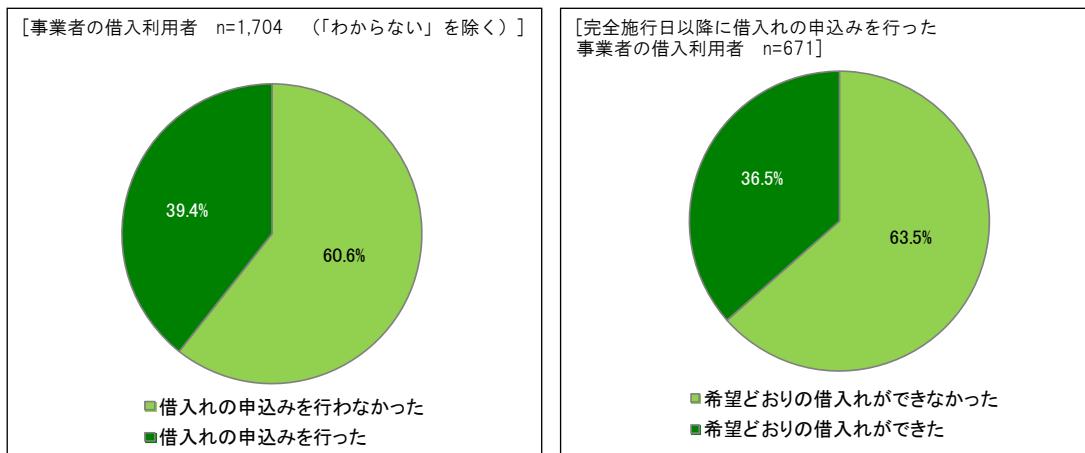


(\*3) 2006 年 12 月 13 日、「上限金利の引下げ」、「総量規制の導入」、「貸金業の適正化」等を柱に、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同年 12 月 20 日に公布され段階的に施行された。2010 年 6 月 18 日に資本金の引下げ、総量規制の導入、財産的基礎要件の引上げ（5,000 万円）等の改正貸金業法第 4 号施行（完全施行）が行われた。

## <個人事業主・企業経営者>

- 事業者の借入利用者の 39%が完全施行日以降に借入れを申込み、そのうち希望どおりの借入れができた割合は 37%となった。

<図 13：事業者の借入利用者の完全施行日以降の申込状況とその結果>

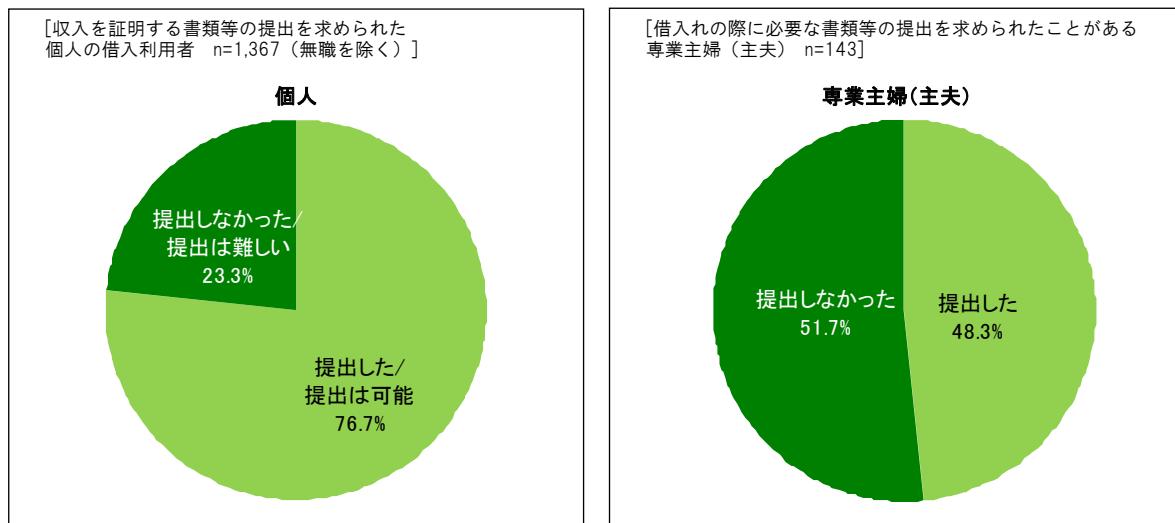


## ⑥ 借入れに係る手続きの煩雑化の影響

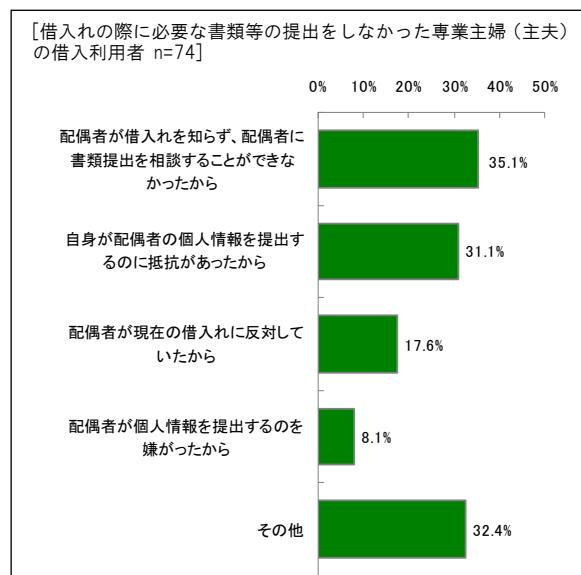
<個人>

- 個人の借入利用者の 77%は、借入れに必要な収入を証明する書類等(\*4)を提出しているものの、専業主婦(主夫)(\*5)では、配偶者に内緒で相談できなかった等の理由から、書類を提出した割合は 48%となった。

<図 14：収入を証明する書類等の提出状況>



<図 15：書類を提出しなかった理由（複数回答）>



(\*4) 収入を証明する書類として、以下の書類を指す。

- ①源泉徴収票、②支払調書、③給与の支払明細書、④確定申告書、⑤青色申告決算書、⑥収支内訳書、⑦納税通知書、⑧納税証明書、⑨所得証明書、⑩年金証書、⑪年金通知書

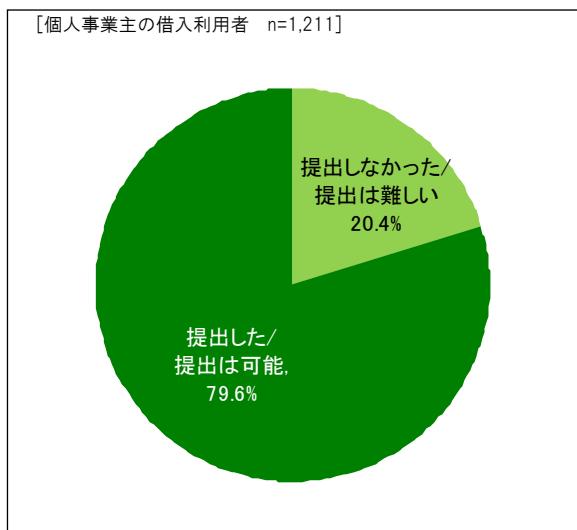
(\*5) 配偶者貸付の場合、以下の 3 つの書類が必要となる。

- ①配偶者の同意書、②住民票など夫婦関係を証明するもの、③配偶者の資力を証明する書面

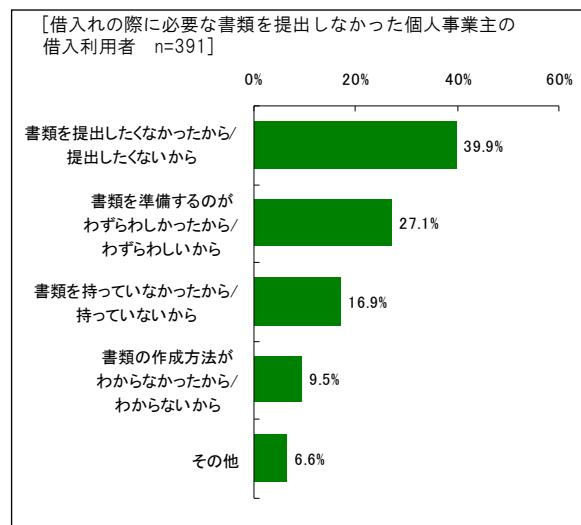
## <個人事業主・会社経営者>

- 事業者の借入利用者の 80%は、事業実態が分かる書類や返済能力の根拠となる書類を提出している一方、20%は書類準備が煩わしい等の理由で提出していないと回答した。

<図 16：借入れの際に必要な書類の提出>



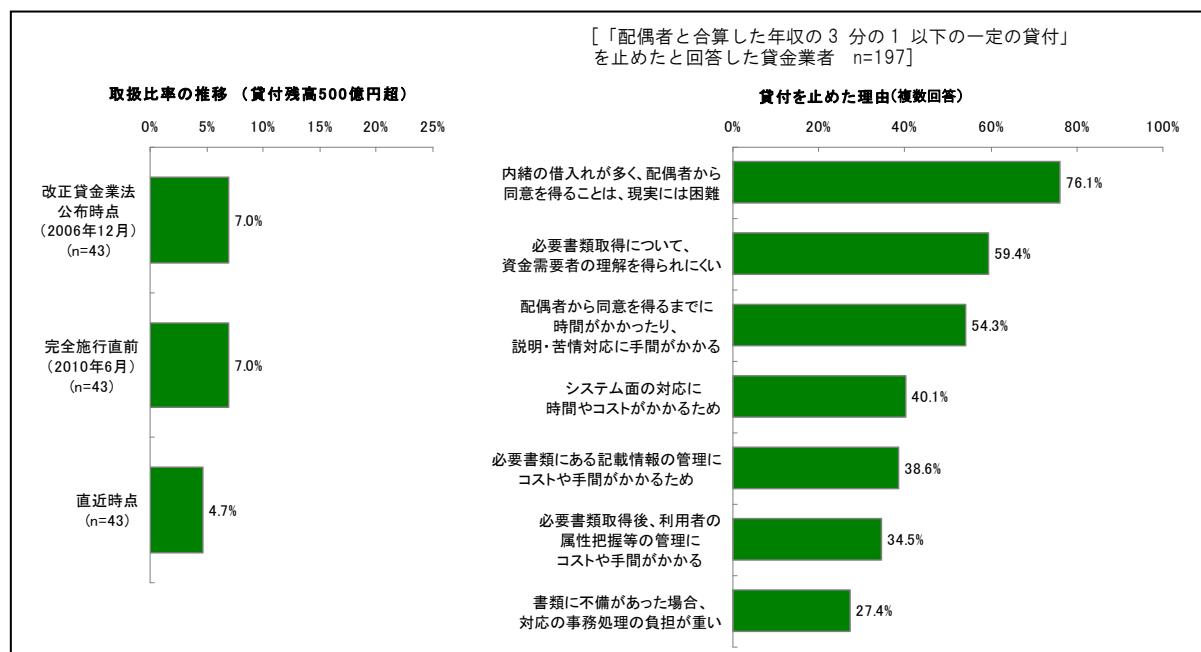
<図 17：書類を提出しなかった理由>



## <貸金業者>

- 貸付残高 500 億円超の貸金業者の専業主婦(主夫)向け貸付取扱比率は、2006 年 12 月時点では 7%であったが、直近では 5%に低下し、同貸付を止めた理由として、76%が「内緒の借入れで配偶者の同意を得ることが難しい」、59%が「必要書類取得について、資金需要者の理解を得られにくい」と回答した。

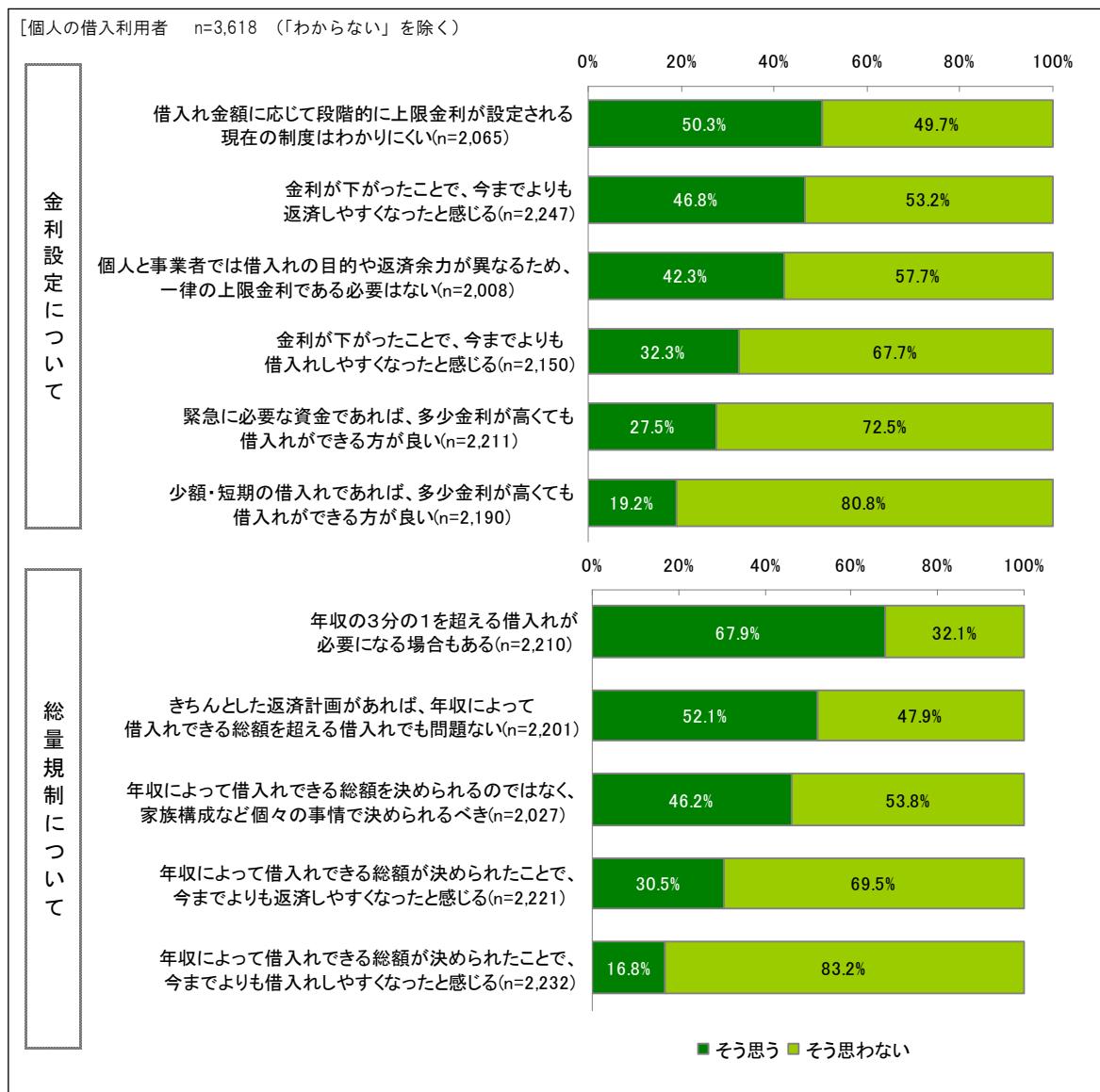
<図 18：「配偶者と合算した年収の 3 分の 1 以下の一定の貸付」の取扱状況>



## ⑦ 現在の法制度に対する個人の借入利用者の意見

- 個人の借入利用者の意見では、金利設定について「借入れ金額に応じて段階的に上限金利が設定される現在の制度は分かりにくい(50%)」、総量規制について「年収の3分の1を超える借入れが必要になる場合もある(68%)」、「きちんとした返済計画があれば、年収によって借入れできる総額を超える借入れでも問題ない(52%)」と回答した割合が高かった。

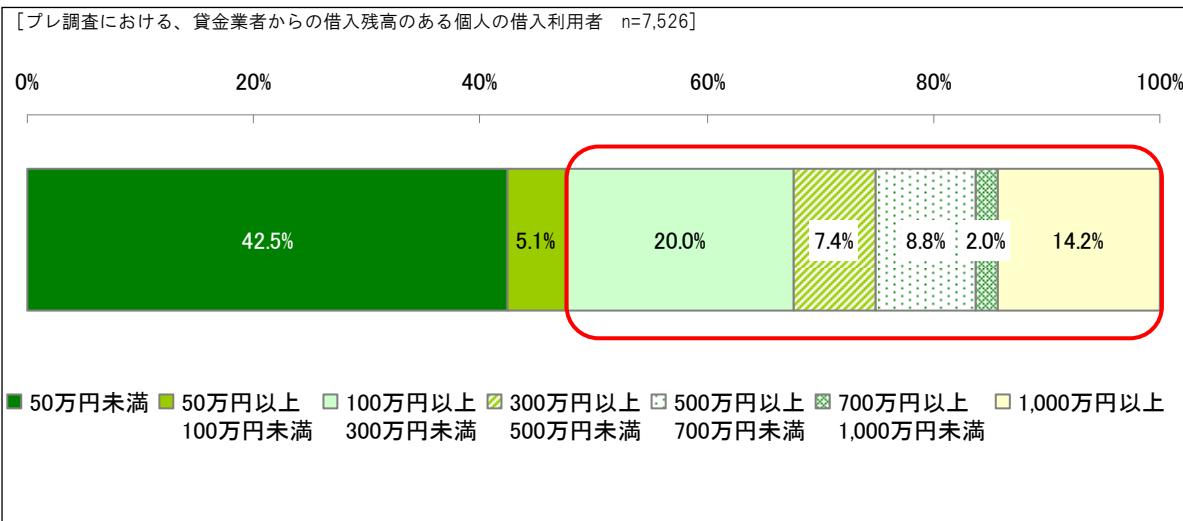
<図19：借入れする際の金利設定や総量規制に対する意見>



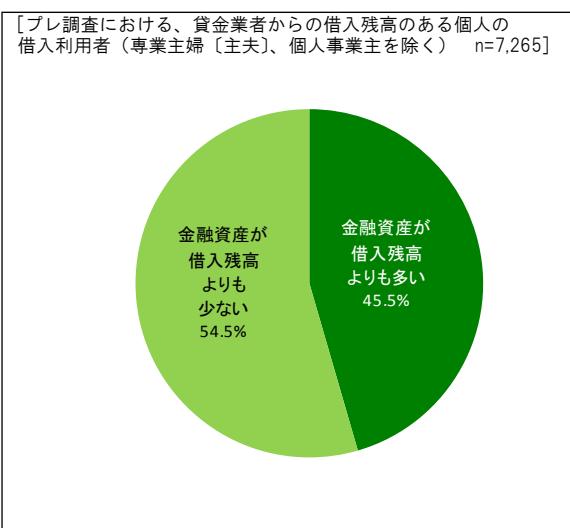
## ⑧ 個人の借入利用者の金融資産保有状況

- 個人の借入利用者が保有している金融資産(\*6)について調査したところ、保有する金融資産が50万円未満の割合は43%、50万円以上100万円未満は5%、100万円以上は52%となった。
- 個人の借入利用者の46%が自身の借入残高以上の金融資産を保有していると回答した。
- 専業主婦(主夫)の借入利用者の44%が家計簿をつけていると回答した。

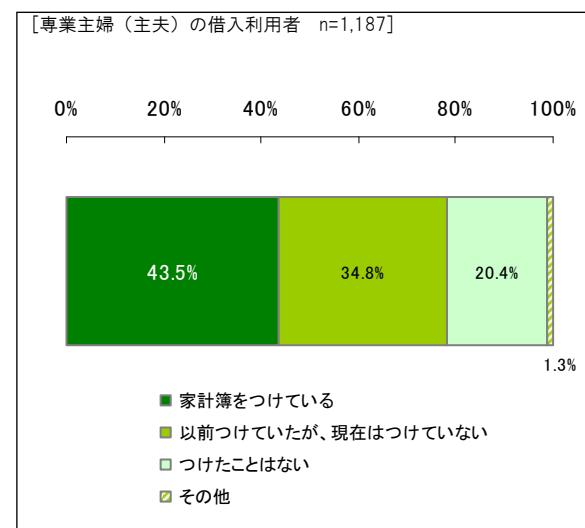
<図20：金融資産の保有状況>



<図21：金融資産と借入残高の状況>



<図22：家計管理の実施状況>



(\*6) 現金、預貯金や各種金融商品（株式、投資信託、国債、貯蓄性保険等）などを指す。

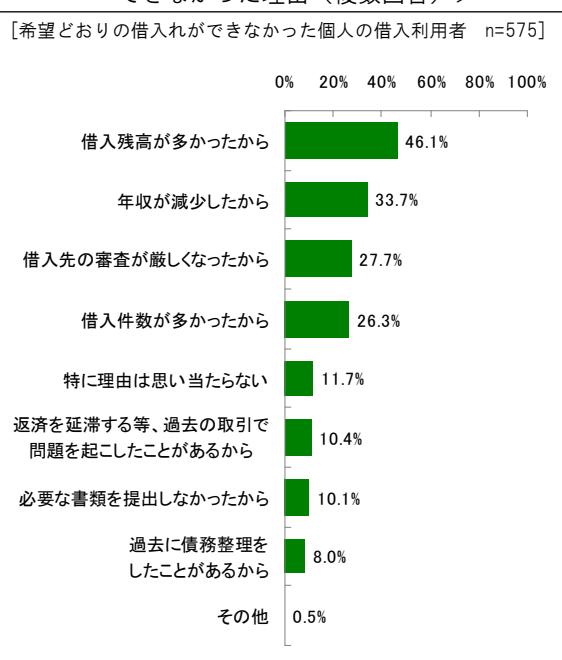
### 3. 借入れできない、借入れを申込んでいない資金需要者の行動

#### ① 希望どおり借入れできなかった際に取った行動

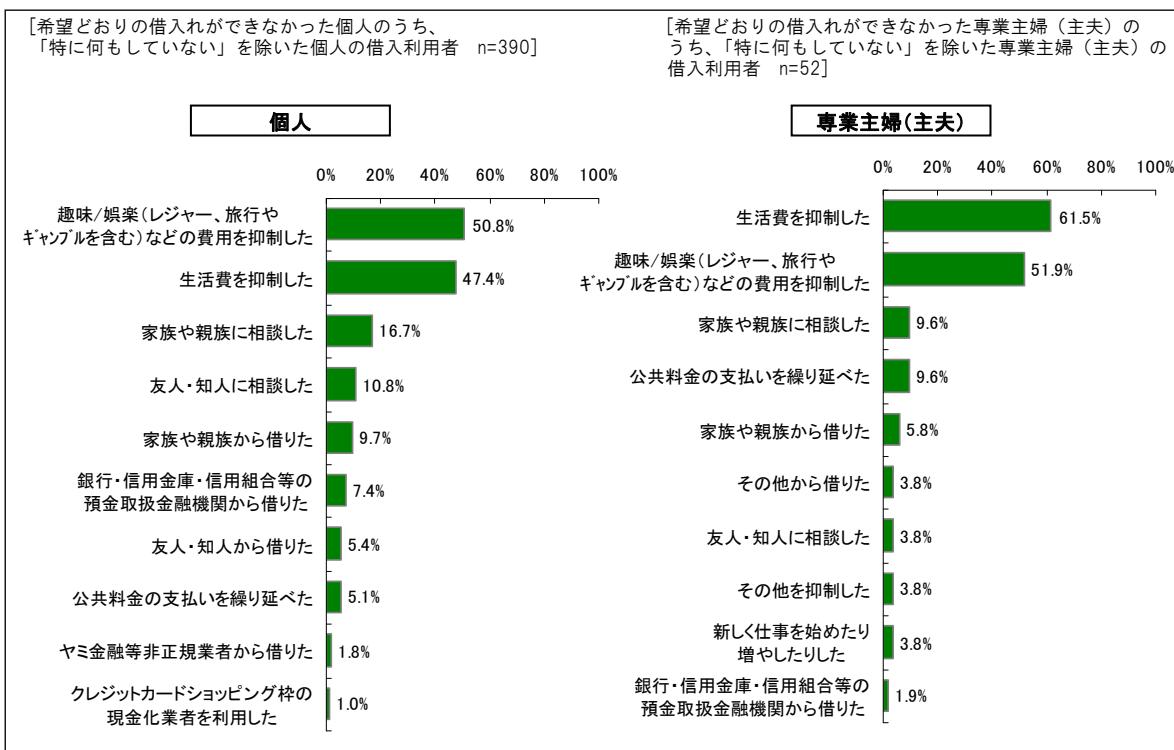
<個人>

- 希望どおりの借入れができなかつた個人の借入利用者の46%は、借入残高が多いことから借入れできなかつたと回答した。
- 希望どおりの借入れができなかつた個人の借入利用者に対して、借入れできなくなつた際にとつた行動について調査したところ、「趣味/娯楽などの費用の抑制」(51%)、「生活費の抑制」(47%)と、家計消費の支出の切り詰めで対応している結果となつた。特に、専業主婦(主夫)の借入利用者は、生計をまかうため、生活費を抑制すること(62%)で対応している。

<図23：希望どおりの借入れができなかつた理由（複数回答）>



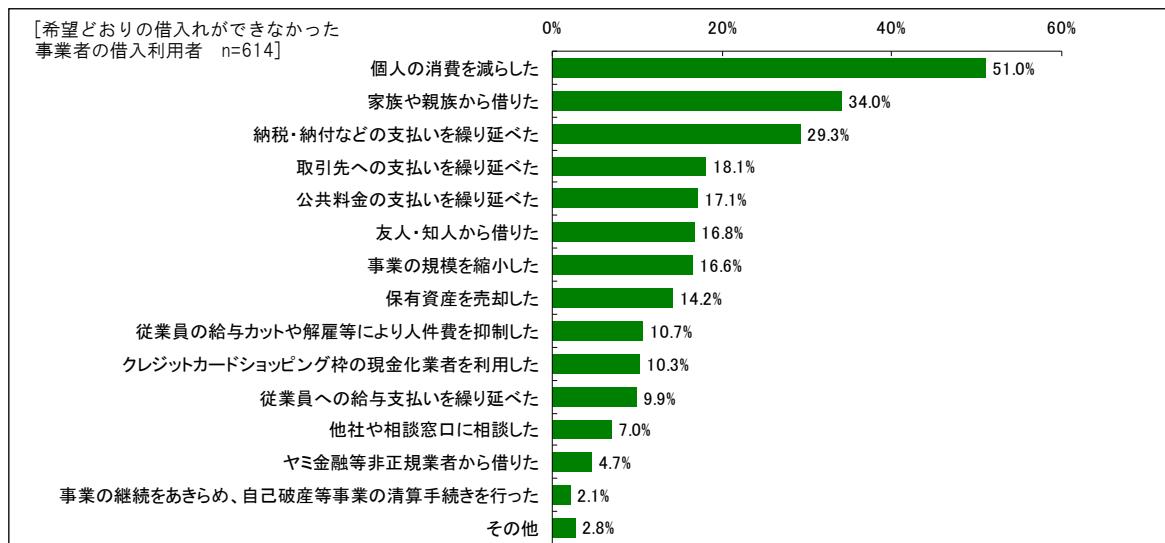
<図24：希望どおりの借入れができなかつた際に取つた行動（複数回答）>



## <個人事業主・会社経営者>

- 希望どおりの借入れができなかった事業者の借入利用者が、借入れできなくなった際に取った行動では、「個人の消費を減らした」が 51%と最も高く、次いで「家族や親族から借りた」が 34%、「納税・納付などの支払いを繰り延べた」が 29%となった。

<図 25：完全施行日以降に希望どおりの借入れができなかった際の行動（複数回答）>



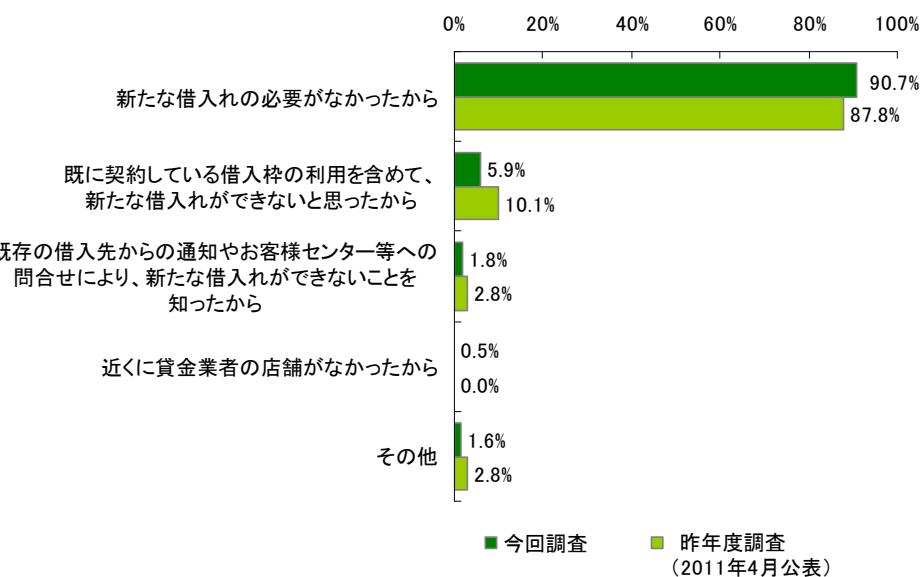
## ② 借入れを申込でない借入利用者の状況

<個人>

- 完全施行日以降に借入れを申し込まなかったとした個人の借入利用者に対して、その理由について調査したところ、「新たな借入れの必要がなかったから」と回答した割合が91%と最も高く、「既に契約している借入枠の利用を含めて、新たな借入れができないと思ったから」が6%、「既存の借入先からの通知やお客様センター等への問い合わせにより、新たな借入れができないことを知ったから」が2%と続いた。

<図26：完全施行日以降に借入れを申し込まなかった理由（複数回答）>

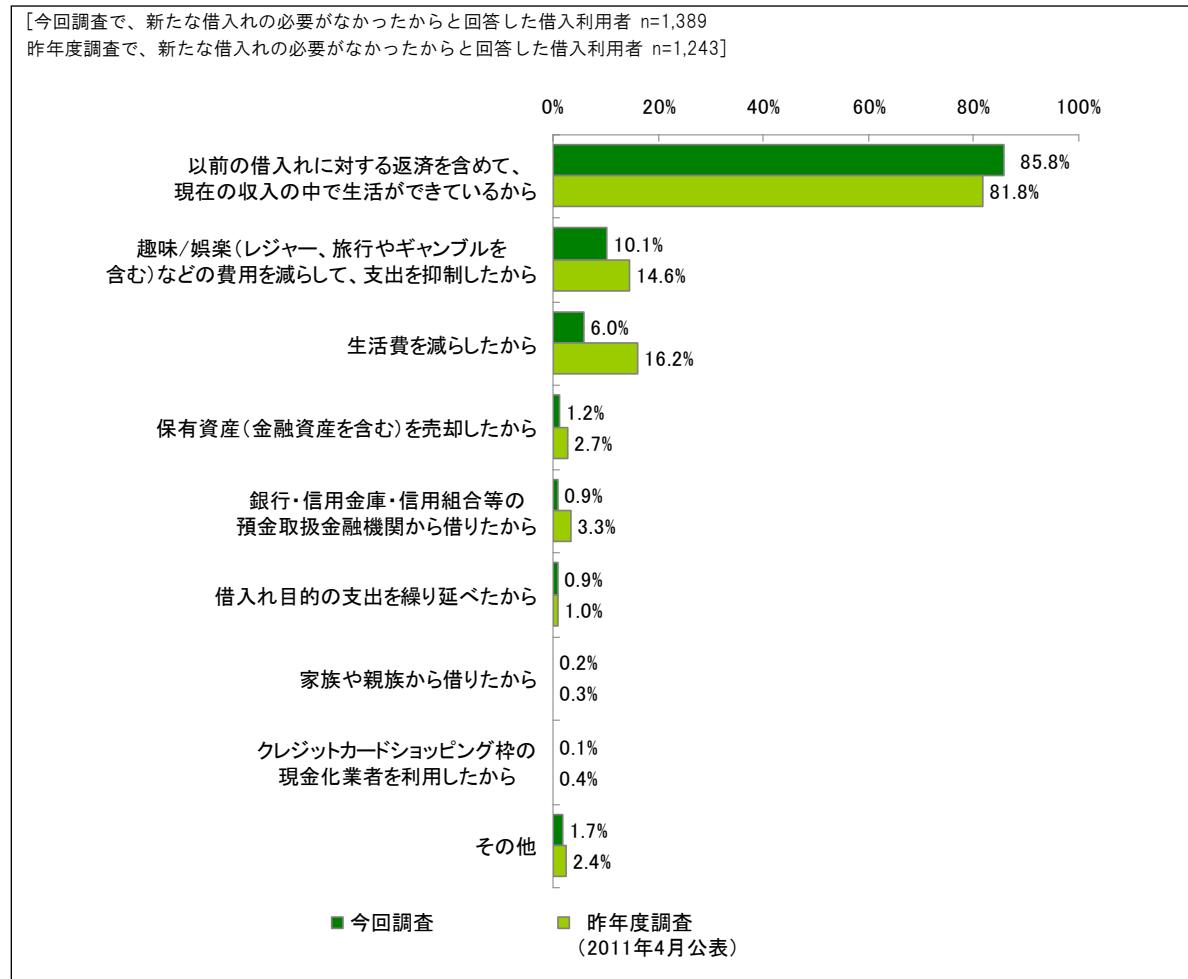
[今回調査で、新たな借入れを申し込まなかったと回答した借入利用者 n=2,163 から回答していない方を除いた値 (n=1,532)  
昨年度調査 (\*7) で、新たな借入れを申し込まなかったと回答した借入利用者 n=1,416]



(\*7) 2011年4月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関するアンケート調査」報告。

- 完全施行日以降に新たな借入れの必要がなかったからとした個人の借入利用者に対して、その理由について調査したところ、「以前の借入れに対する返済を含めて、現在の収入の中で生活ができているから」と回答した割合が 86%と最も高く、「趣味/娯楽などの費用を減らして、支出を抑制したから」が 10%、「生活費を減らしたから」が 6%と続いた。

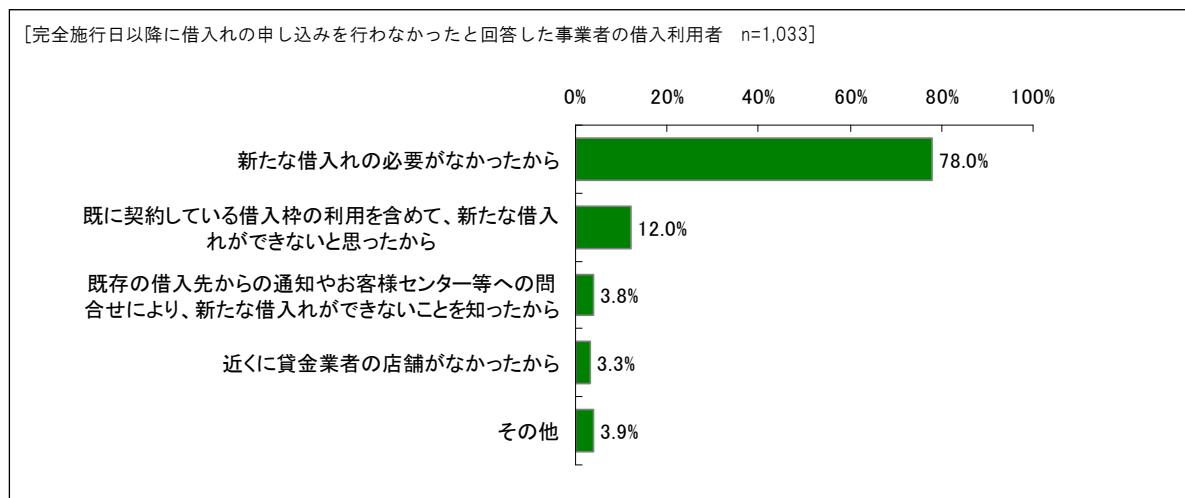
<図 27：完全施行日以降に借入れを申し込む必要がなかった理由（複数回答）>



## <個人事業主・企業経営者>

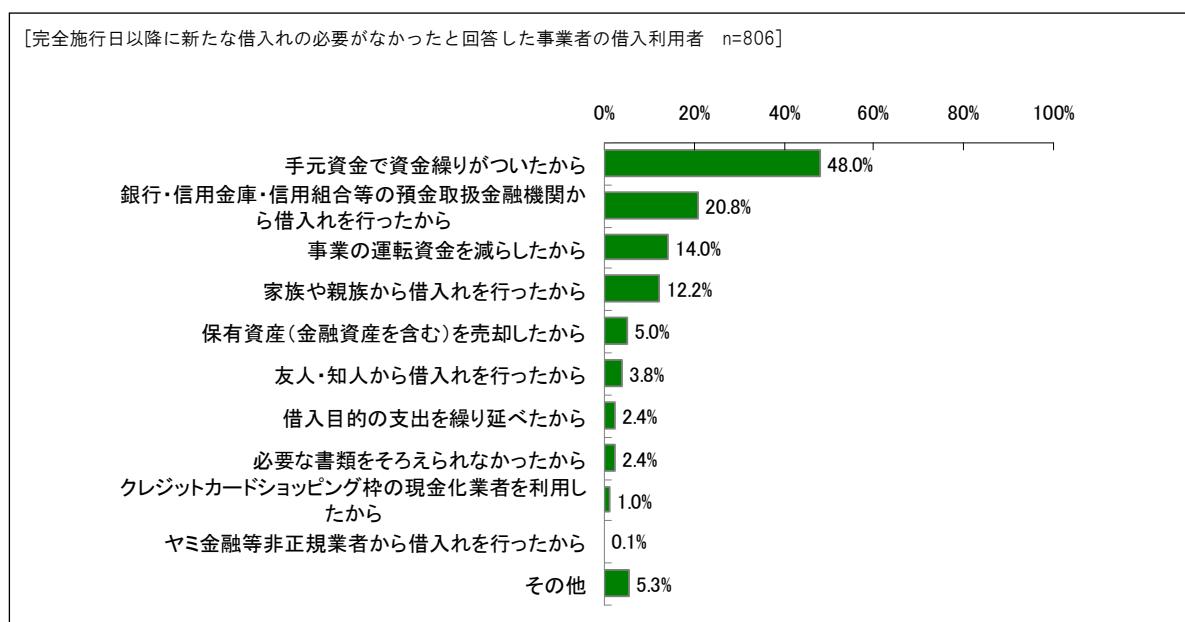
- 完全施行日以降に借入れの申し込みを行わなかったとした事業者の借入利用者に対して、その理由について調査したところ、「新たな借入れの必要がなかったから」が 78%、「既に契約している借入枠の利用を含めて、新たな借入れができないと思ったから」が 12%となつた。

<図 28：完全施行日以降に借入れの申し込みを行わなかった理由（複数回答）>



- 完全施行日以降に新たな借入れの必要がなかったとした事業者の借入利用者に対して、その理由について調査したところ、「手元資金で資金繰りがついたから」が 48%、「銀行・信用金庫・信用組合等の預金取扱金融機関から借入れを行ったから」が 21%となつた。

<図 29：完全施行日以降に借入れの申し込みを行わなかった理由（複数回答）>



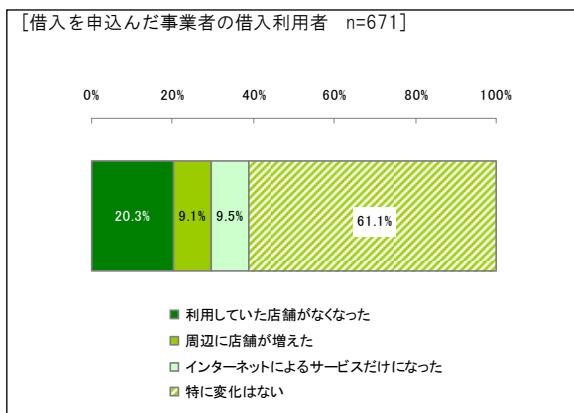
## 4. 事業者の資金調達状況

### ① 貸金業者の店舗減少による影響

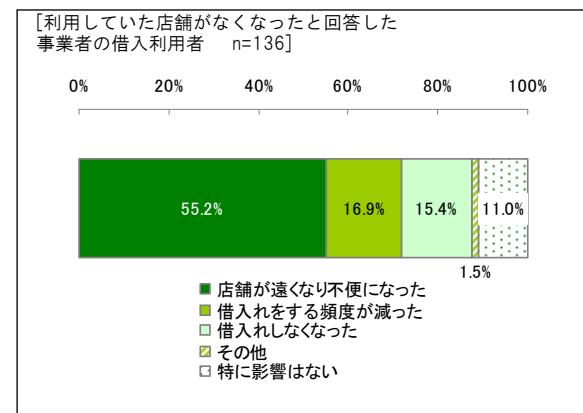
<個人事業主・企業経営者>

- 借入れを申し込んだ事業者の借入利用者に対して、事業性資金の借入れを行ったことがある貸金業者について変化があったか調査したところ、20%が「利用していた店舗がなくなった」と回答した。また、その影響について調査したところ、「店舗が遠くなり不便になった」が 55%と最も高く、次いで「借入れをする頻度が減った」が 17%、「借入れしなくなった」が 15%となった。

<図 30：借入先の店舗の状況>

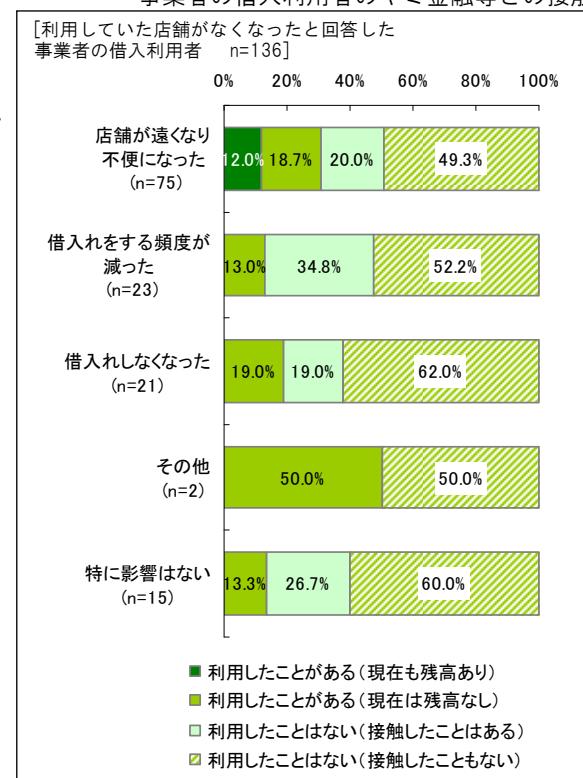


<図 31：利用していた店舗がなくなったことによる影響>



- 貸金業者の店舗が遠くなり不便になったと感じた事業者で、完全施行日以降に借入れの申込みを行った借入利用者のうち、51%がヤミ金融等非正規業者への接触経験があり、12%は現在も借入残高があると回答した。

<図 32：利用していた店舗がなくなったと回答した、事業者の借入利用者のヤミ金融等との接触率>

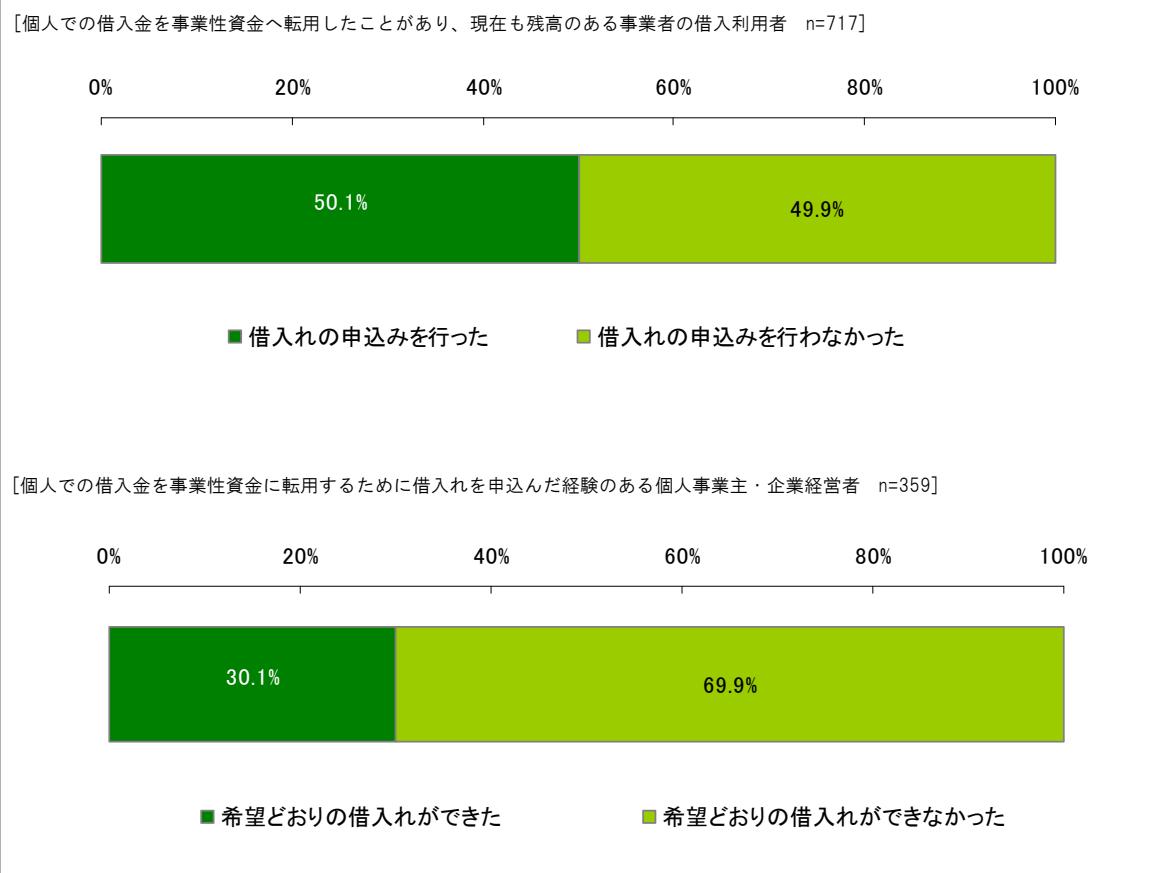


## ② 完全施行後の事業性資金への転用目的の借入申込経験とその結果

<個人事業主・企業経営者>

- 個人での借入金を事業性資金に転用したことがある事業者の借入利用者に対して、完全施行以降に事業性資金への転用目的で個人として新たな借入れを申し込んだかどうか調査したところ、「申込みを行った」が50%となった。
- 申込み結果について調査したところ、「希望どおりの金額で借入れできた」は30%となった。

<図33：完全施行後の事業性資金への転用目的の借入れ申込経験とその結果>



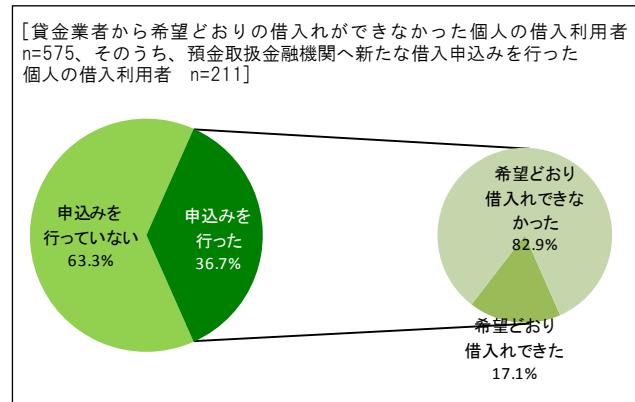
## 5. 預金取扱金融機関からの借入状況

### ① 個人の借入利用者による預金取扱金融機関からの借入状況

<個人>

- 貸金業者から希望どおりの借入れができなかつた個人の借入利用者のうち、37%が預金取扱金融機関に対して新たな借入れの申込みを行つており、そのうち希望どおりの借入れができた割合は17%、希望どおりの借入れができなかつた割合は83%となった。

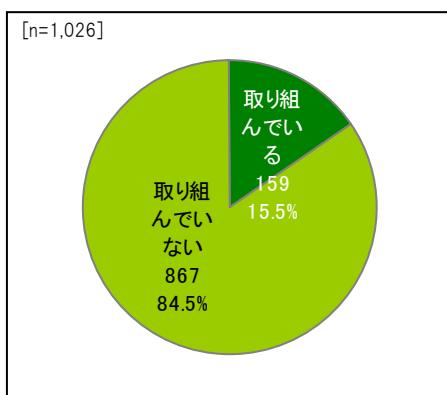
<図 34：預金取扱金融機関への新たな借入申込経験とその結果>



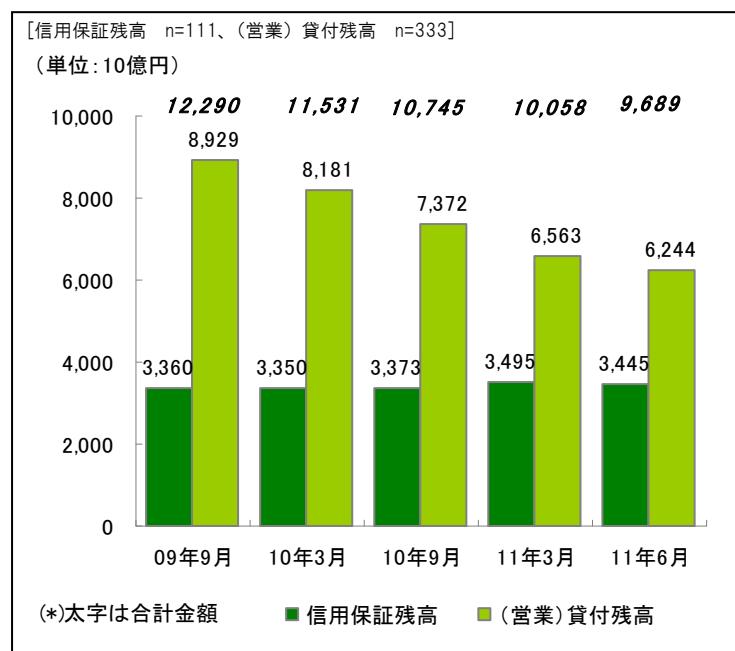
<貸金業者>

- 現在、信用保証事業を行っている貸金業者の割合は16%となった。
- 貸金業者の消費者向無担保貸付残高と、預金取扱金融機関の消費者向無担保貸付に係る貸金業者の信用保証残高の推移を比較したところ、貸付残高が2009年9月の8.9兆円から、2011年6月には6.2兆円まで2.7兆円の減少となった。一方、信用保証残高は、3.4兆円前後のまま推移した。

<図 35：貸金業者の信用保証事業の実施有無>



<図 36：信用保証残高と貸付残高の推移（消費者向無担保貸付）>

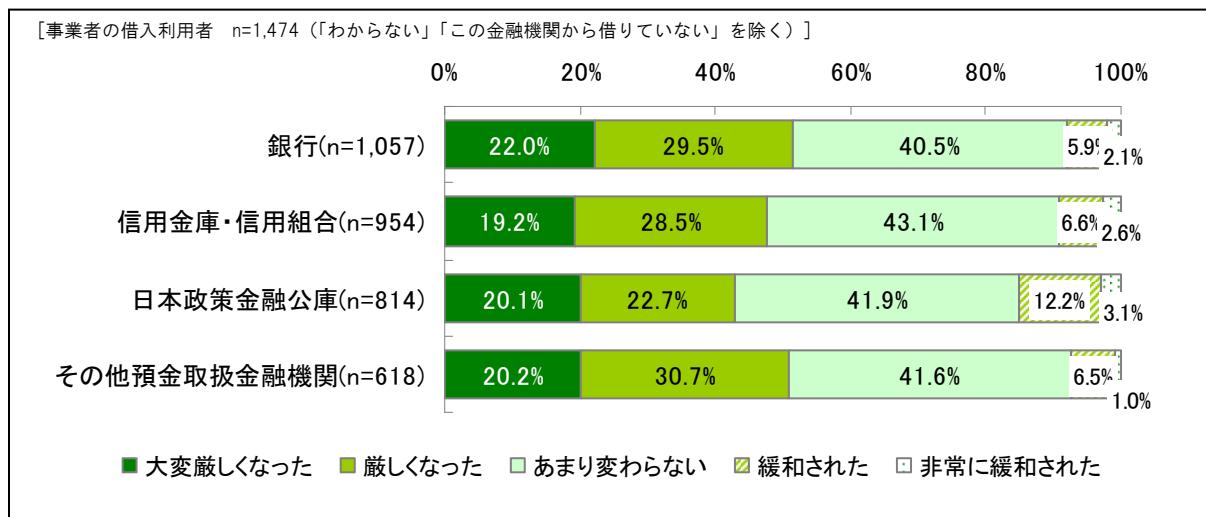


## ② 事業者の借入利用者からみた預金取扱金融機関の融資姿勢

<個人事業主・企業経営者>

- 事業者の借入利用者に対して、現在借入れがある預金取扱金融機関の融資姿勢について調査したところ、「大変厳しくなった」「厳しくなった」をあわせて厳しくなったと回答した割合が、銀行では52%、その他預金取扱金融機関(\*8)では51%、信用金庫・信用組合では48%となった。

<図37：預金取扱金融機関の融資姿勢>



(\*8) 労働金庫、農業・漁業協同組合等を指す。

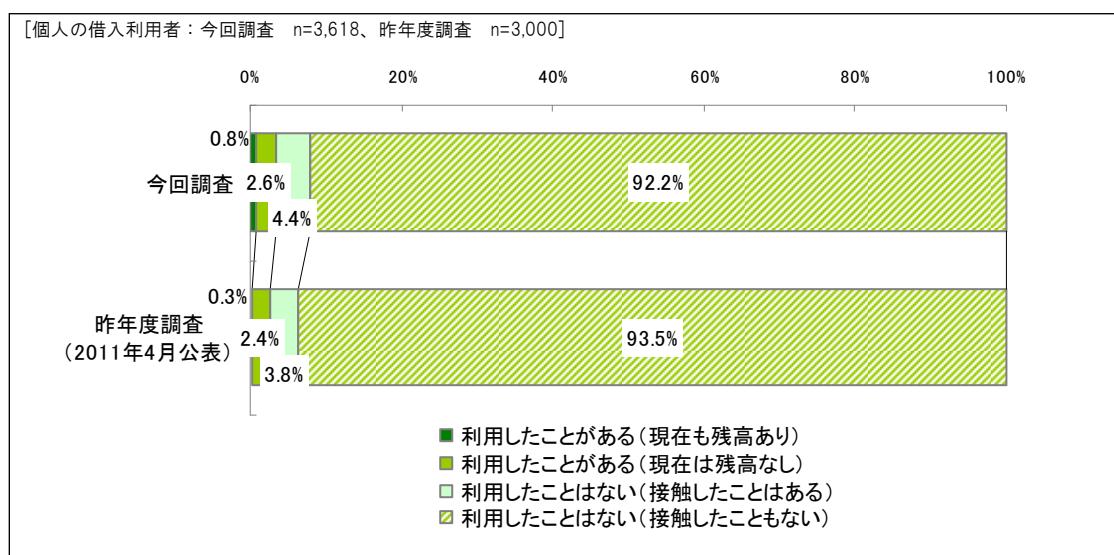
## 6. ヤミ金融などからの借入状況

### ① ヤミ金融等非正規業者、クレジットカードショッピング枠の現金化業者の接触状況

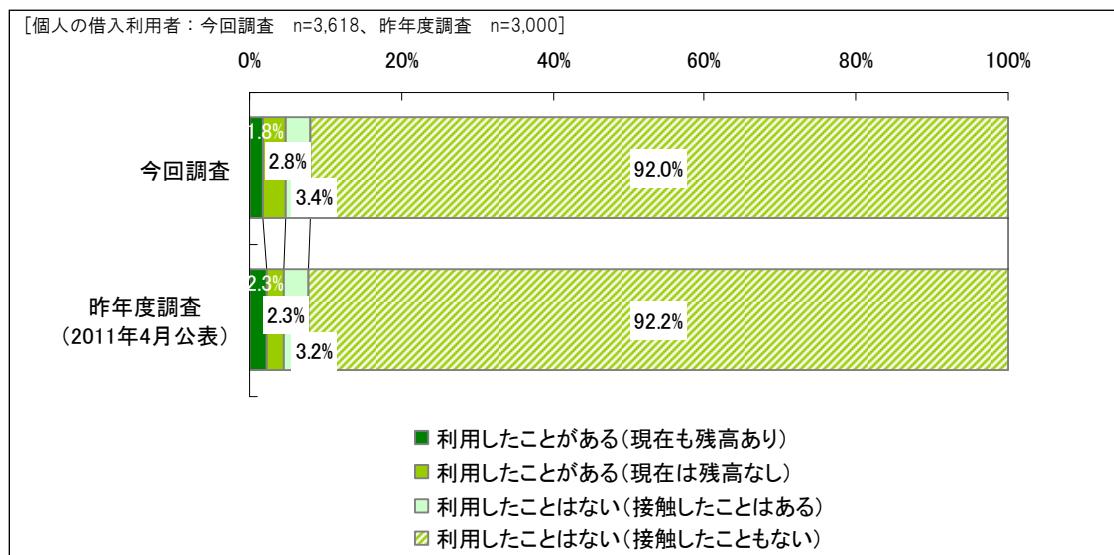
<個人>

- ヤミ金融等非正規業者やクレジットカードショッピング枠の現金化業者(\*9)と接触したことがある個人の借入利用者の割合は、いずれも8%となっており、昨年度の資金需要者調査と比べるとそれぞれ1.3ポイント、0.2ポイント上昇した。

<図38：個人の借入利用者のヤミ金融等との接触経験有無>



<図39：個人借入利用者のクレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験有無>

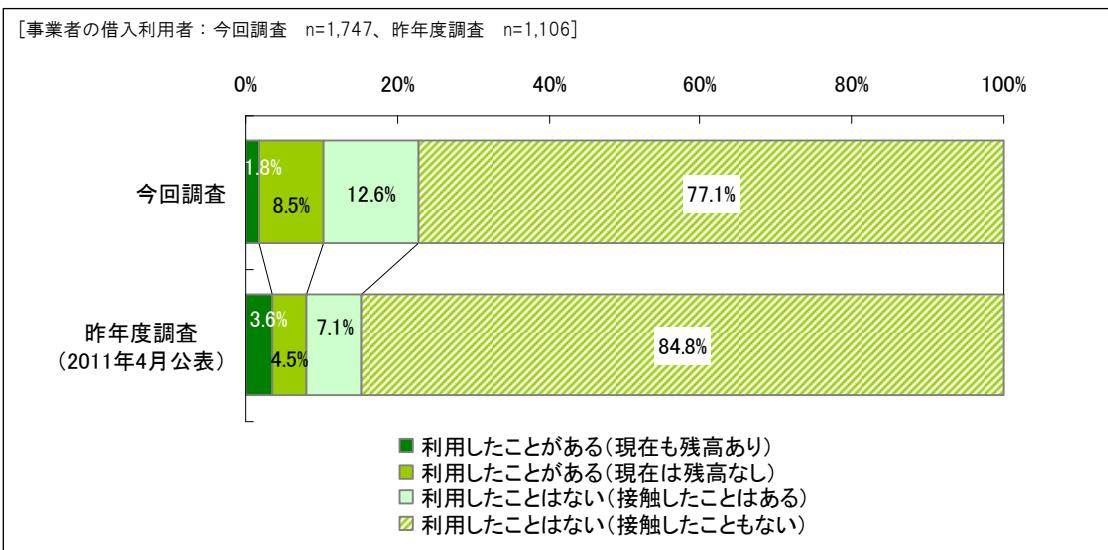


(\*9) クレジットカードで商品を購入させ、手数料を差し引いた金額で買い取る業者や、ほとんど価値のないものをクレジットカードで購入させ、その代金の何割かをキャッシュバックする業者等を指す。これらに限らず、換金目的でクレジットカードを利用することは、クレジットカード会社の会員規約に違反する行為で、クレジットカードの利用ができなくなったり、犯罪やトラブルに巻き込まれたりするケースもある。

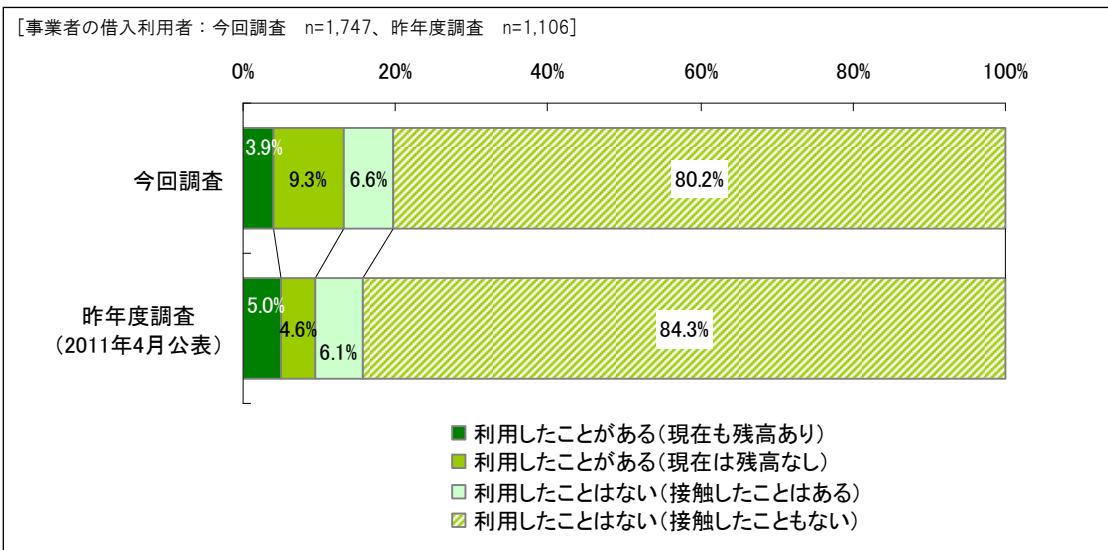
## <個人事業主・企業経営者>

- 同様に、ヤミ金融等非正規業者やクレジットカードショッピング枠の現金化業者と接触したことがある事業者の借入利用者の割合は23%、20%となっており、昨年度の資金需要者調査と比べるとそれぞれ8ポイント、4ポイント上昇した。

<図40：事業者の借入利用者のヤミ金融等との接触経験有無>

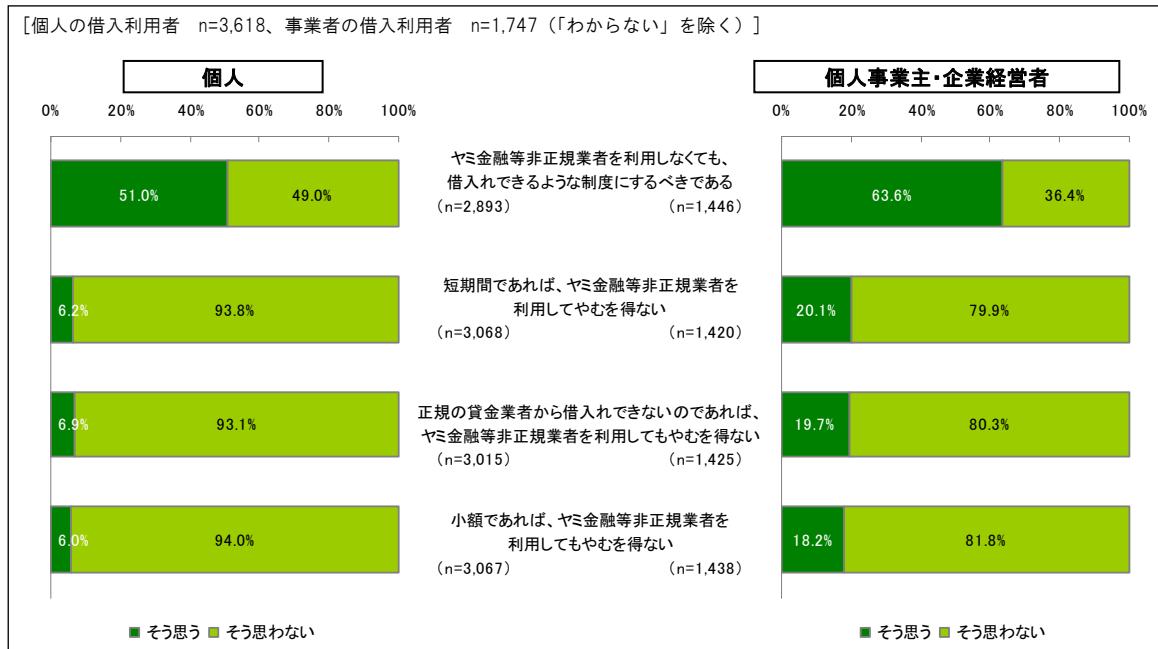


<図41：事業者の借入利用者のクレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験有無>



- 正規の貸金業者から借り入れできないのであれば、ヤミ金融等非正規業者を利用してもやむを得ないと考えている個人の借入利用者は7%、事業者の借入利用者は20%となった。

<図42：ヤミ金融等の利用意向>



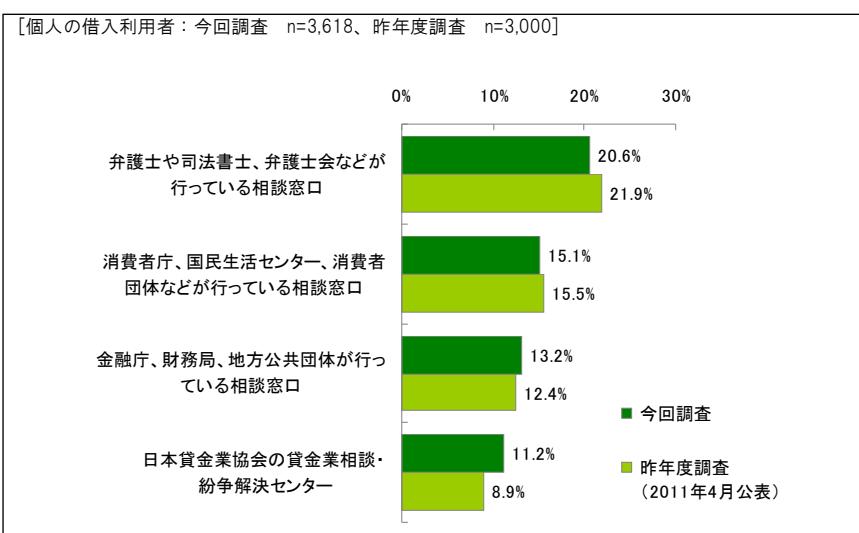
## 7. 借入利用者によるセーフティネット貸付の認知と利用状況

### ① 借入利用者によるセーフティネットの利用状況

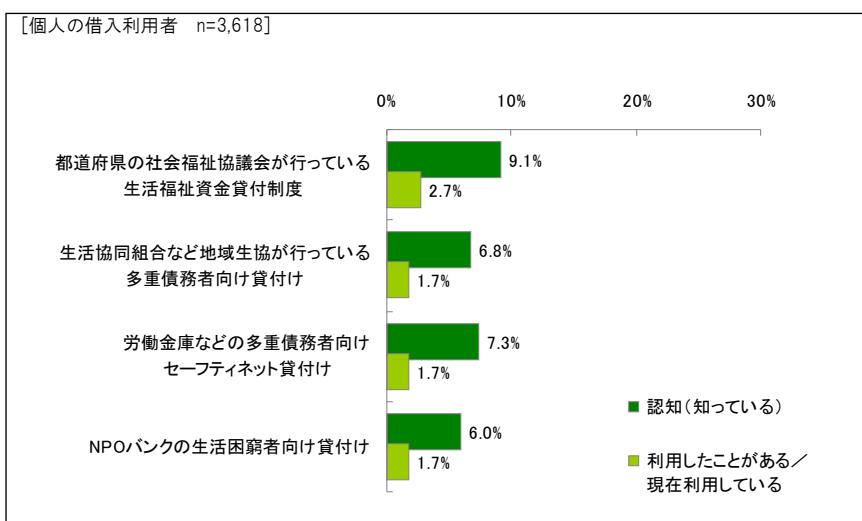
<個人>

- 個人の借入利用者で「多重債務者に対する生活再建をフォローする相談サービス」の認知率(\*10)が最も高かったのは「弁護士や司法書士、弁護士会などが行っている相談窓口」で、21%となった。
- 個人の借入利用者で「多重債務者等の生活再建・事業再生のための貸付制度」の認知率と利用経験が最も高かったのは「都道府県の社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付制度」で、認知率は9%、利用経験は3%となった。

<図 43：多重債務者に対する生活再建をフォローする相談サービスの認知>



<図 44：多重債務者等の生活再建・事業再生のための貸付制度の認知と利用経験>

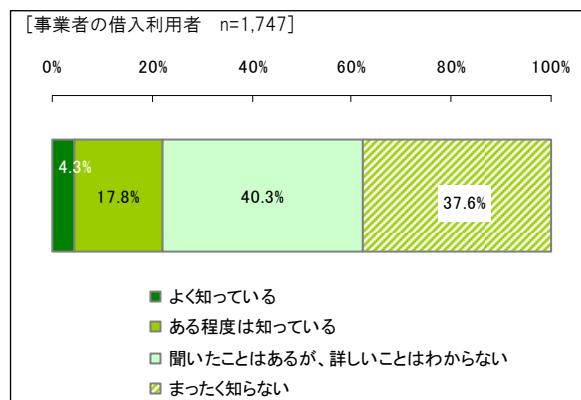


(\*10) 「内容や利用方法について、よく知っている」、「制度の内容や利用方法について、ある程度理解している」を合わせた割合。

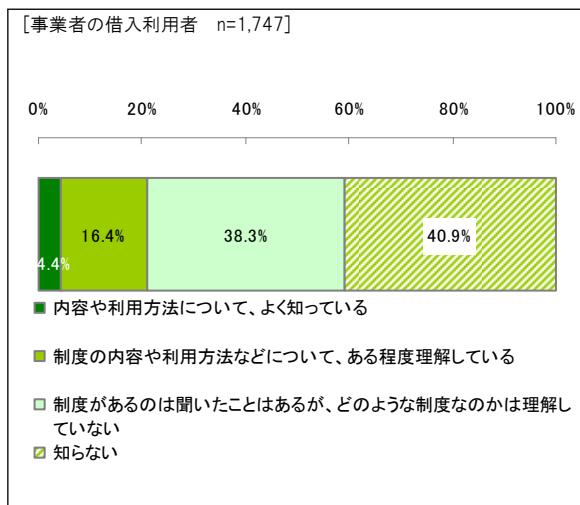
## <個人事業主・企業経営者>

- 「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令(\*11)」を「よく知っている」「知っている」と回答した事業者の借入利用者は22%となった。
- 事業者の借入利用者で、「金融円滑化対策」に基づく金融機関への「貸付条件の変更」を「よく知っている」「知っている」と回答した割合は21%となった。また、「よく知っている」「知っている」と回答した事業者の借入利用者のうち、「貸付条件の変更」を申込んだ割合は40%となった。

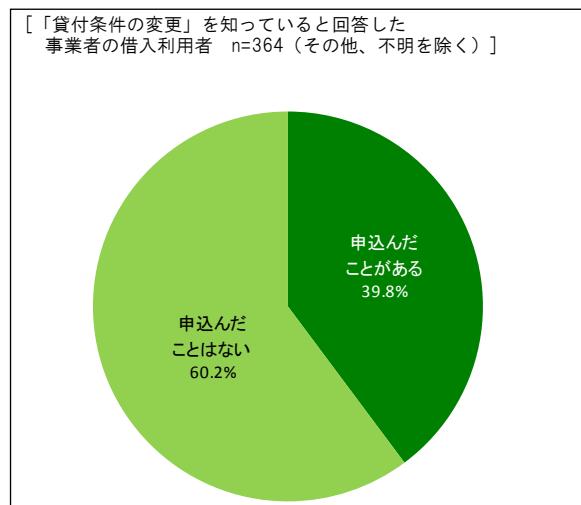
<図45：貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令の認知>



<図46：中小企業金融円滑化法に基づく「貸付条件の変更」の認知>



<図47：中小企業金融円滑化法に基づく「貸付条件の変更」の申込状況>

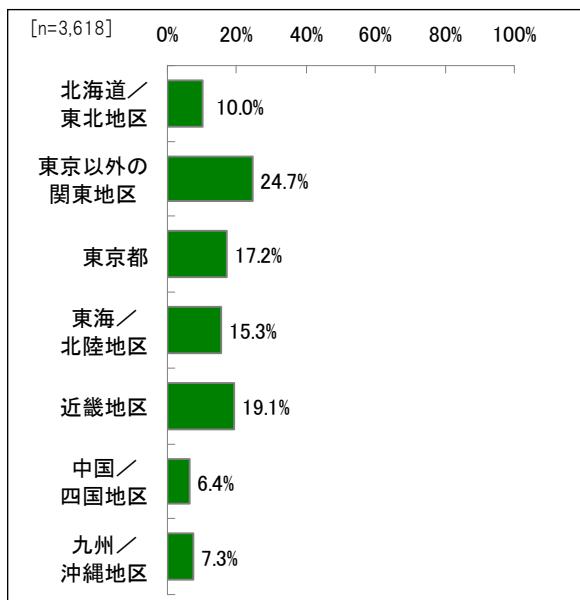


- (\*11) 東日本大震災をきっかけに、2011年4月28日に公布・施行された「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣布令」のうち、「総量規制の例外とされている個人事業主の借入手続の弾力化」を指す。個人事業主が総量規制の例外に当該する借入れを行う場合について、被災者に係る以下の特例が設けられた。  
百万円を超える貸付けであれば、「事業計画、収支計画及び資金計画」に照らし、顧客の返済能力を判断しなければならないが、「計画」の策定・提示が困難な被災者に配慮し、より簡素な情報（現状等）に照らし判断すれば足りることとする（百万円以内の貸付けの場合と同じ取扱いとする）。

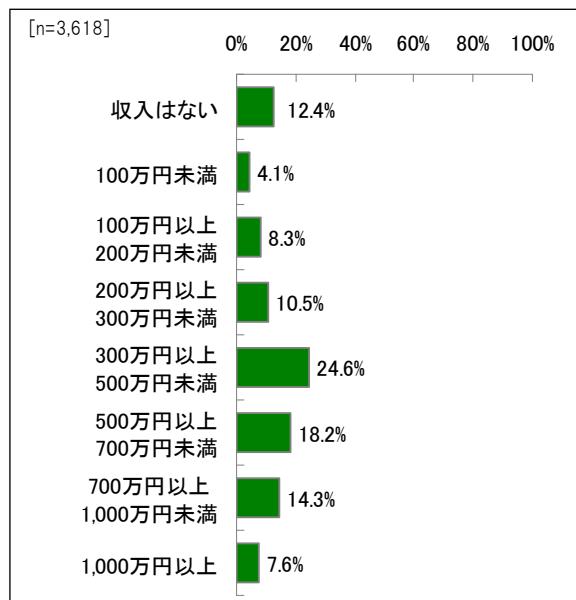
## ■ 標本構成

### 「資金需要者の現状と動向に関する調査」(個人)

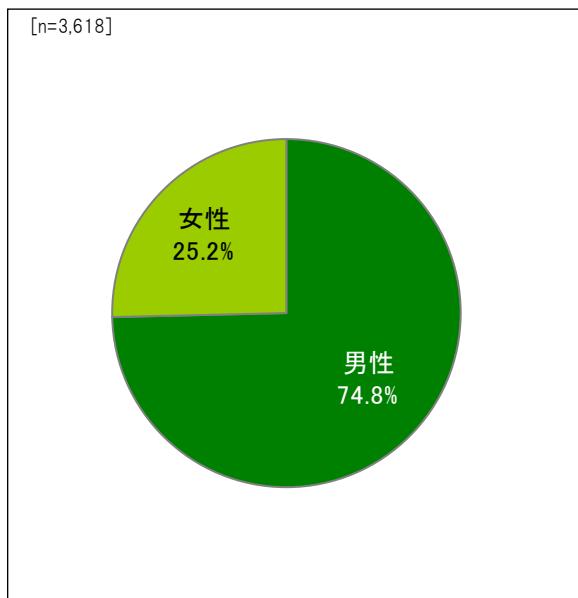
<地区>



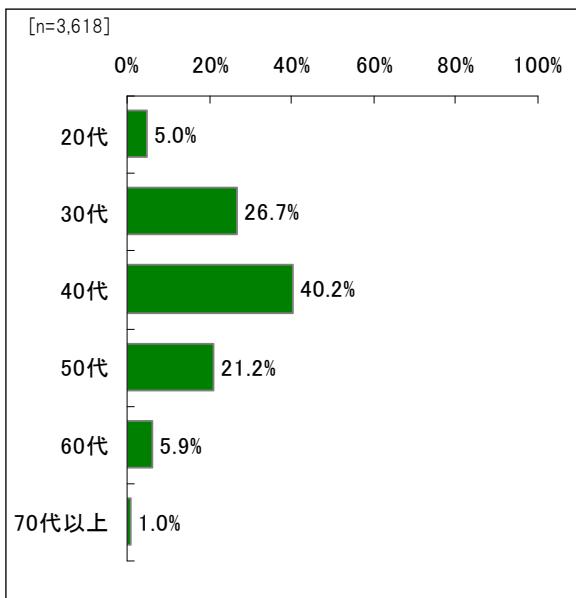
<個人年収>



<性別>

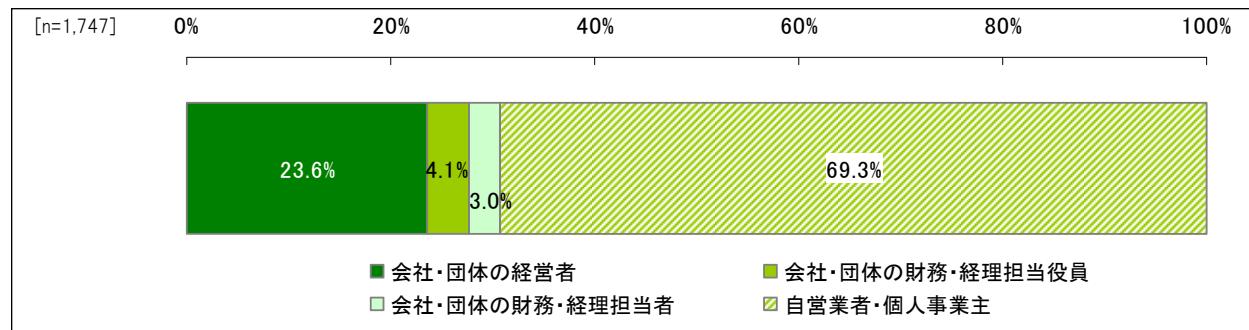


<年代>

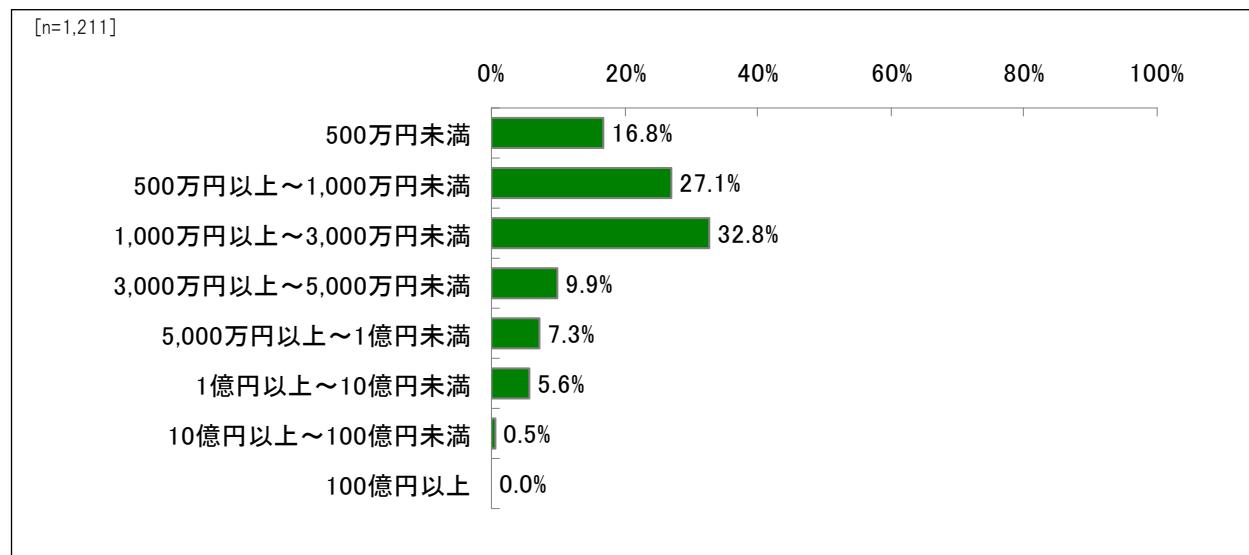


## 「資金需要者の現状と動向に関する調査」(事業者)

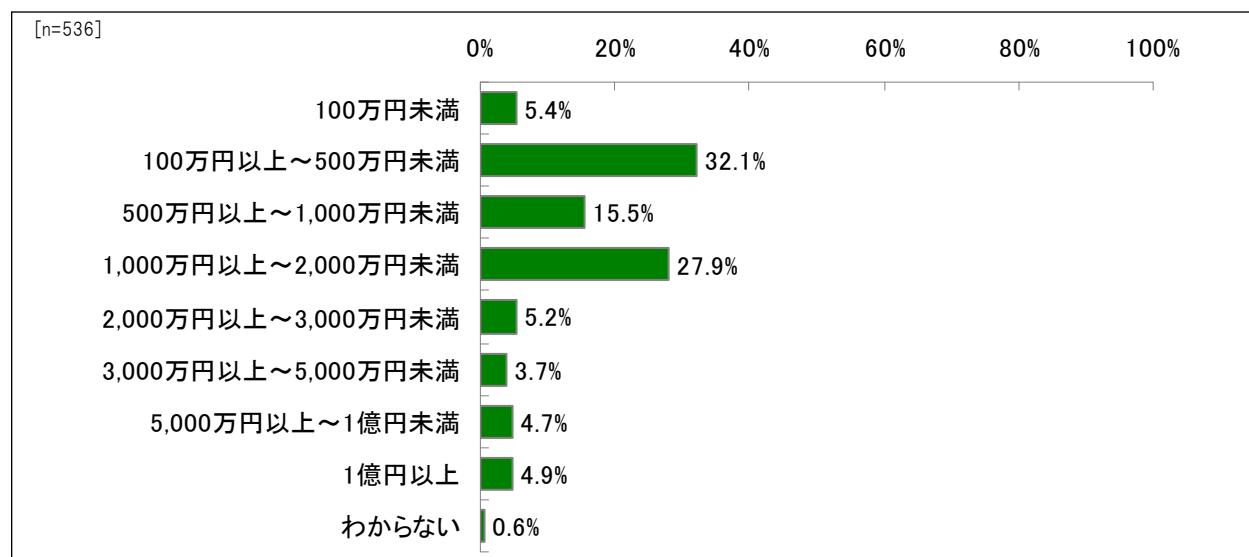
### <職業(個人事業主・企業経営者)>



### <年商(個人事業主)>



### <資本金(会社法人)>



## 「貸金業者の経営実態等に関する調査」

区分		発送数 (*12)	有効 回答数	有効 回答率(*12)	残高カバ レッジ(*13)
協会員／ 非協会員	協会員	1,494	731	48.9%	91.5%
	非協会員	978	295	30.3%	
法人／個人	法人事業主	1,883	877	46.6%	
	個人事業主	589	149	25.3%	
3 業態	消費者金融業態		340		
	事業者金融業態		446		
	クレジット・信販他		211		
	不明		29		
貸付残高	5 億円以下		450		
	5 億円超～100 億円以下		350		
	100 億円超～500 億円以下		59		
	500 億円超～5,000 億円以下		42		
	5,000 億円超		10		
	不明		115		
合 計		2,472	1,026	41.5%	

(\*12) 非協会員の3業態及び貸付残高は、回答者のみ判定したため、3業態及び貸付残高の発送数・有効回答率は未算出。

(\*13) 残高カバレッジは、協会員のみ、回答者の貸付残高を全協会員の貸付残高で除した値を算出。

以 上